

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成25年4月1日
(第18期) 至 平成26年3月31日

日本通信株式会社

(E04473)

目次

頁

表紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1 主要な経営指標等の推移	1
2 沿革	3
3 事業の内容	7
4 関係会社の状況	12
5 従業員の状況	13
第2 事業の状況	14
1 業績等の概要	14
2 生産、受注及び販売の状況	16
3 対処すべき課題	17
4 事業等のリスク	18
5 経営上の重要な契約等	24
6 研究開発活動	26
7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	26
第3 設備の状況	28
1 設備投資等の概要	28
2 主要な設備の状況	28
3 設備の新設、除却等の計画	28
第4 提出会社の状況	29
1 株式等の状況	29
2 自己株式の取得等の状況	42
3 配当政策	42
4 株価の推移	43
5 役員の状況	44
6 コーポレート・ガバナンスの状況等	51
第5 経理の状況	57
1 連結財務諸表等	58
2 財務諸表等	91
第6 提出会社の株式事務の概要	103
第7 提出会社の参考情報	104
1 提出会社の親会社等の情報	104
2 その他の参考情報	104
第二部 提出会社の保証会社等の情報	105

監査報告書

確認書

内部統制報告書

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年6月27日
【事業年度】	第18期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）
【会社名】	日本通信株式会社
【英訳名】	Japan Communications Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 三田 聖二
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号
【電話番号】	03-5776-1700
【事務連絡者氏名】	代表取締役副社長CFO 福田 尚久
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号
【電話番号】	03-5776-1700
【事務連絡者氏名】	代表取締役副社長CFO 福田 尚久
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期
決算年月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月
売上高 (千円)	2,565,017	3,642,085	3,724,141	3,940,730	4,667,674
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△1,190,927	△273,921	271,894	351,394	709,413
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	△1,242,091	△359,650	997,845	285,656	881,810
包括利益 (千円)	—	△213,399	997,759	266,219	868,384
純資産額 (千円)	1,493,011	1,354,664	2,475,153	2,546,121	3,466,928
総資産額 (千円)	3,196,378	3,725,726	4,680,567	5,099,640	6,510,003
1株当たり純資産額 (円)	10.15	8.64	16.50	18.51	25.10
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 (△) (円)	△9.77	△2.68	7.44	2.12	6.55
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	7.37	2.11	6.33
自己資本比率 (%)	42.5	31.1	47.4	48.8	52.0
自己資本利益率 (%)	—	—	59.1	12.1	30.0
株価収益率 (倍)	—	—	11.72	26.43	48.51
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△923,187	170,576	311,076	269,864	473,399
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△216,094	△281,699	332,078	△291,705	△353,849
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	1,989,941	244,658	96,358	47,857	393,331
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	1,269,291	1,396,143	2,135,198	2,168,721	2,686,804
従業員数 (名)	127	80	86	94	109
[ほか、平均臨時雇用者数]	[5]	[4]	[8]	[10]	[6]

- (注) 1. 連結売上高には消費税等は含まれていません。
2. 第15期以前の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載していません。
3. 第15期以前の自己資本利益率については、当期純損失であるため記載していません。
4. 第15期以前の株価収益率については、当期純損失であるため記載していません。
5. 平成26年4月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っています。これに伴い、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出しています。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期
決算年月	平成22年 3 月	平成23年 3 月	平成24年 3 月	平成25年 3 月	平成26年 3 月
売上高 (千円)	2,303,900	3,086,041	3,449,938	3,638,073	4,303,316
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△906,522	△104,645	414,959	372,561	800,550
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	△933,071	△182,605	1,064,690	306,185	△246,455
資本金 (千円)	3,831,102	3,837,955	2,030,595	2,032,555	2,048,190
発行済株式総数 (株)	1,337,240	1,338,610	1,342,825	1,343,560	1,349,030
純資産額 (千円)	2,666,796	2,559,243	3,746,662	3,857,596	3,663,562
総資産額 (千円)	4,291,865	4,758,782	5,917,441	6,356,122	6,625,625
1株当たり純資産額 (円)	18.92	17.64	25.97	28.27	26.56
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
(内、1株当たり中間配当額) (円)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 (△) (円)	△7.34	△1.36	7.93	2.27	△1.83
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	7.86	2.27	—
自己資本比率 (%)	59.0	49.6	58.9	59.8	54.1
自己資本利益率 (%)	—	—	36.4	8.4	—
株価収益率 (倍)	—	—	10.98	24.65	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
従業員数 (名)	100	64	68	74	85
[ほか、平均臨時雇用者数]	[2]	[1]	[4]	[7]	[4]

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれていません。

2. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載していません。

3. 第14期、第15期及び第18期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載していません。

4. 第14期、第15期及び第18期の自己資本利益率については、当期純損失であるため記載していません。

5. 第14期、第15期及び第18期の株価収益率については、当期純損失であるため記載していません。

6. 平成26年4月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っています。これに伴い、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出しています。

2 【沿革】

年月	概要
平成8年5月	平成8年5月24日、携帯電話の法人向けサービス・プロバイダーとして東京都千代田区に設立
平成8年10月	米国コロラド州に、技術開発のための子会社（Communication Computer Technologies Inc.（現 Computer and Communication Technologies Inc.）、以下、「CCT社」という）を設立（当社持株比率100%）
平成8年12月	郵政省（現 総務省）に一般第二種電気通信事業者の届出（関電通第7504号）
平成9年1月	法人向け携帯電話サービス（テレコム・サービス）を提供開始
平成9年9月	東京都品川区北品川四丁目7番35号 御殿山森ビル20階に本社移転
平成12年6月	「bモバイル（ビーモバイル）」の名称で、各種アプリケーションやコンテンツを携帯電話ブラウザで提供するアプリケーション・サービス・プロバイダ（ASP）事業を開始
平成13年8月	DDIポケット株式会社（現 株式会社ウィルコム）からPHSデータ通信のネットワークを調達し、世界初となるデータ通信MVNO（Mobile Virtual Network Operator）事業を開始
平成13年10月	「bモバイル・データ・サービス」の名称で法人向けモバイルデータ通信サービスを提供開始
平成13年12月	「bモバイル・プリペイド・サービス（現 bモバイル）」の名称でデータ通信カードと1年間のモバイルインターネット使用料をパッケージ化した商品をPC量販店等で提供開始
平成14年12月	京セラ株式会社との提携により、6ヶ月間使い放題の通信サービスが組み込まれているPDAを実現し、機器への通信組み込み分野への取り組みを開始
平成15年3月	PHSと公衆無線LANの統合サービスを提供開始
平成16年3月	東京都品川区南大井六丁目25番3号に本社移転
平成16年8月	日本ヒューレット・パカード株式会社や松下電器産業株式会社（現 パナソニック株式会社）との提携により、「通信電池（注1）」内蔵によりワンクリックで最初からインターネットに接続できるノートPCを実現
平成17年3月	「bモバイル hours（bモバイル アワーズ）」の名称で150時間まで1分単位で使えるプリペイド・サービスを提供開始
平成17年4月	大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」（現 東京証券取引所JASDAQ）（市場区分：グロース）に上場
平成18年3月	ネットワーク不正アクセス防御システムで優れた技術を持つArxceo Corporation（米国アラバマ州、以下、「Arxceo社」という）を買収（買収完了時当社持株比率58%、平成22年11月に同社を完全子会社化）
平成18年4月	米国でMVNO事業を開始するため、子会社（Communications Security and Compliance Technologies Inc.（現 Contour Networks Inc.、以下、それぞれ「CSC社」「CNI社」という））を米国ジョージア州に設立（当社持株比率100%）

年月	概要
平成18年8月	ネットワーク・セキュリティに関するソリューションの開発・販売子会社「アレクセオ・ジャパン株式会社（現 コントゥアー・ネットワークス・ジャパン株式会社、以下、「CNJ社」という）」を東京都品川区に設立（当社持株比率100%）
平成19年4月	C S C T社が、米国第6位（当時）の携帯電話事業者U.S. Cellular Corporation（米国イリノイ州）とMVNOサービスのための、第3世代携帯電話（以下、「3G」という）ネットワークとのレイヤー2による相互接続契約を締結
平成19年11月	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（現 NTTドコモ、以下、「ドコモ」という）との相互接続についての総務大臣裁定
平成20年6月	C S C T社（ブランド名：Contour Networks（コントゥアー・ネットワークス））がクレジットカード業界の情報セキュリティ基準「PCI DSS（Payment Card Industry Data Security Standard）」認定を取得
平成20年8月	ドコモと3Gネットワークの相互接続に関する協定を締結
平成20年8月	「bモバイル3G」の名称で個人向けに3Gデータ通信サービスの提供を開始
平成20年8月	「I・Care 3G」の名称で法人向けに3Gデータ通信サービスの提供を開始
平成20年11月	C S C T社が提供する無線専用線を、米国のATM（現金自動支払機）メーカーが採用
平成21年3月	「Doccica（ドッチーカ）」の名称でチャージ式による3G及び公衆無線LANによるデータ通信サービスの提供を開始
平成21年3月	ドコモ3Gネットワークとのレイヤー2による相互接続を完了
平成21年12月	「もしもしDoccica」の名称でモバイルIPフォン搭載の3Gデータ通信サービスの提供を開始
平成22年3月	C S C T社が、米国第3位の携帯電話事業者Sprint（米国カンザス州）とMVNOサービスのための、3Gネットワークとのレイヤー2による相互接続契約を締結
平成22年4月	「b-mobile SIM（ビーモバイル・シム）」の名称でSIM製品（SIMカードによる3Gデータ通信サービス）の提供を開始
平成22年5月	ソニー株式会社の“ポケットスタイルPC”VAIO新「Pシリーズ」で当社のももししDoccicaを採用
平成22年5月	「b-mobile Wi-Fi」の名称でWi-Fi機器をどこでもインターネットに接続できるモバイルWi-Fiルータの提供を開始
平成22年7月	「talking SIM（トーキングシム）」の名称でデータ通信と音声通話サービスを利用できるスマートフォン用SIM製品の提供を開始
平成22年8月	SIMフリー版iPhone向けSIM製品の提供を開始
平成22年10月	大阪証券取引所「JASDAQ」市場（ヘラクレス、旧JASDAQ及びNEOの市場統合により新設）において、市場区分をスタンダードに移行

年月	概要
平成22年12月	SIMフリーのスマートフォン「IDEOS（イデオス）」及び専用のSIM製品の提供を開始
平成23年1月	モバイルIPフォンの名称で、世界初となる携帯網上におけるIP方式による音声通話サービスの提供を開始
平成23年4月	「b-mobile Fair（ビーモバイル・フェア）」の名称で、通信量（1GB）単位で利用できるSIM製品の提供を開始
平成23年5月	「MSO（注2）方針」を宣言
平成23年6月	イオンリテール株式会社との協業により、イオン限定のサービスとして、国内初の「月額定額980円」等のSIM製品の提供を開始（以降、他のイオングループ各社と協業を開始）
平成23年9月	大阪証券取引所により「J-Stock Index」銘柄として選定
平成23年9月	「b-mobile 1GB定額」の名称で、通信量（1GB）単位で利用できるSIM製品第2弾の提供を開始
平成24年2月	丸紅株式会社との合弁会社として、丸紅無線通信株式会社（以下、「丸紅無線通信」という）を設立（法人直販データ通信サービス事業を同社に承継、平成26年3月に当社が保有する同社の全株式を丸紅株式会社へ譲渡し、資本関係は解消）
平成24年2月	株式会社ヨドバシカメラ（以下、「ヨドバシ」という）との提携により、使用しない月は維持費が0円になる「基本料0円SIM」の提供を開始
平成24年2月	東日本電信電話株式会社との協業により、フレッツ光用ISPサービスと3Gモバイル通信用SIMを組み合わせたサービス、「b-mobile FMC for フレッツ光」を全国展開
平成24年3月	西日本電信電話株式会社との協業により、フレッツ光用ISPサービスと3Gモバイル通信用SIMを組み合わせたサービス、「b-mobile FMC for フレッツ光」を全国展開
平成24年3月	ドコモのLTE網とのレイヤー2相互接続を完了し、「カメレオンSIM」の名称で、LTEに対応したSIM製品の提供を開始
平成24年3月	「b-mobile 4G WiFi2」の名称で、LTEに対応したモバイルWiFiルータの提供を開始
平成24年5月	Amazon.co.jp（以下、「アマゾン」という）との提携により、「b-mobile 4G アマゾン限定 高速定額」の名称で、LTEに対応したSIM製品の提供を開始
平成24年6月	「PairGB SIM」の名称で、2枚のSIMで2GBのデータ通信をシェアして利用できるSIM製品の提供を開始
平成24年7月	CSC T社が技術関連製品及びサービスを米国携帯電話事業者Sprintに提供するための、基本契約を締結
平成24年8月	CSC T社が提供する無線専用線を、Stayhealthy, Inc.の「保健センター・キオスク」が採用

年月	概要
平成24年8月	「スマホ電話S I M」の名称で、音声通話プランとデータ通信プランを組み合わせる利用する、スマートフォン向けS I M製品の提供を開始
平成24年8月	「Turbo Charge (ターボチャージ)」の名称で、高速通信と低速通信を必要な時にワンタッチで切り替えることができるサービスの提供を開始
平成24年10月	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号に本社移転
平成24年12月	「スマートS I M 月額定額」の名称で、利用スタイルにあわせて月単位でプラン変更が可能な、L T E 対応のS I M製品の提供を開始
平成25年3月	「スマホ電話S I M」のL T E 対応版の提供を開始
平成25年6月	「b-mobile 4 G Wi Fi3」の名称で、L T E の3つの周波数帯に対応したモバイルW i F i ルータの提供を開始
平成25年7月	無線専用線事業強化のため、C S C T社の商号を同社のサービス名称に合わせてContour Networks Inc. (C N I 社)に変更 C N I 社が、日本においても同事業を展開するため、コントゥアー・ネットワークス・ジャパン株式会社 (C N J 社)を完全子会社とする
平成25年7月	米国の事業統括会社として JCI US Inc. (以下、「JCI US」という)を設立(当社持株比率100%) (C N I 社、C C T 社、Arxceo社は同社の完全子会社となる)
平成25年11月	「スマホ電話S I M フリーData」の名称で、音声通話サービスの基本料のみで、データ通信基本料が無料で利用できるS I M製品の提供を開始
平成25年11月	「携帯電話S I M」の名称で、従来型の携帯電話向けに音声通話機能に特化したS I M製品の提供を開始
平成25年11月	KADOKAWAグループの台湾角川股份有限公司との協業により「台湾VISITOR S I M」の名称で、台湾からの短期旅行者向けS I M製品の提供を開始
平成26年1月	「b-mobile X S I M (ビーモバイル エックスシム)」の名称で、3つのプランから毎月好きなプランを選択して利用できる、L T E 対応のS I M製品の提供を開始
平成26年3月	「イオンのスマートフォン」の発売を発表(発売開始は平成26年4月)

(注) 1. 「通信電池」とは当社が提唱している概念です。携帯電話/P H S 事業者やインターネット接続事業者との面倒な契約手続き、設定等が一切不要で、購入してすぐに誰でも簡単にモバイルデータ通信(インターネットを含む)を楽しむことができる商品であり、あたかも乾電池を利用するように、通信が利用できることを称しています。

2. 「Mobile Service Operator」の略で、携帯電話事業者との相互接続により独自の通信サービスを提供する事業モデルを称しています。

* 「bモバイル」、「通信電池」、「Doccica」及び「Turbo Charge」は当社の登録商標です。

3 【事業の内容】

当社グループ（当社及び連結子会社5社を指し、以下同様とする）は、携帯電話/PHS事業者のモバイル通信ネットワーク（注1）を利用し、当社グループ独自のモバイル通信サービスを提供する事業を営んでいます。

(1) 当社グループのサービス（以下、「当社サービス」という）の種類及び概要並びにセグメント情報との関連は以下のとおりです。

① 日本事業

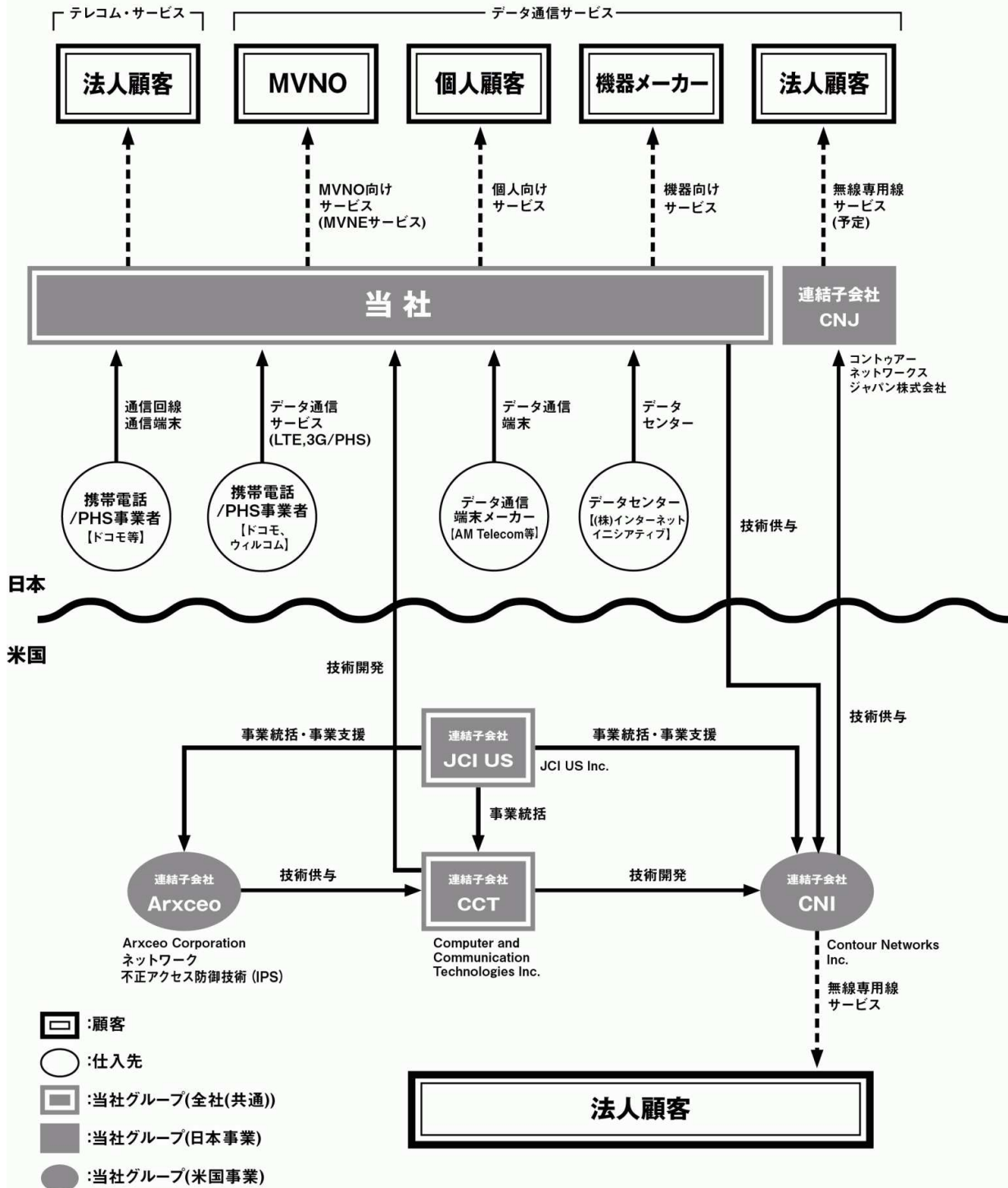
サービスの種類	主なサービスの概要
データ通信サービス	携帯電話/PHS事業者のモバイル通信ネットワークとの接続により、様々な顧客層及びパートナー企業に対して、モバイルデータ通信を提供するサービス (i) 個人向けサービス（商標：bモバイル等）
	主に一般消費者や中小法人顧客向けに、SIMカードやデータ通信端末の形態で、モバイル通信ネットワークを提供するサービス (平成13年12月サービス開始)
	(ii) MVNEサービス 自社顧客向けにモバイル通信サービスを提供・販売する企業（MVNO（注2）を含む）向けに、モバイル通信ネットワーク、技術、ノウハウ等を提供するサービス (平成20年10月サービス開始)
	(iii) 機器向けサービス（商標：通信電池） 主に機器メーカー向けに、部品として提供する通信サービス。 従来、商品とは別に通信事業者との契約が必要であった通信サービスを、部品として、あたかも乾電池のように商品に内蔵することで、通信機能を有した商品として簡便に利用できるようにするサービス (平成14年12月サービス開始)
テレコム・サービス	携帯電話/PHS事業者各社から通信回線及び携帯電話/PHS端末を調達し、通話料金の公私区分請求や部門別集計等の付加価値を付けて法人向けに提供する携帯電話（PHSを含む）サービス (平成9年1月サービス開始)

② 米国事業

サービスの種類	主なサービスの概要
データ通信サービス	携帯電話事業者のモバイル通信ネットワークとの接続により、様々な顧客層及びパートナー企業に対して、モバイルデータ通信を提供するサービス (i) 機器向けサービス（商標：Telecom Battery, ユビキタス専用線）
	主に法人顧客またはシステムインテグレーター等のパートナー向けに、部品として提供する通信サービス (平成19年11月サービス開始) 特に、CNI社が認定を受けたクレジットカード業界の情報セキュリティ基準（PCI DSS (Payment Card Industry Data Security Standard)）（注3）により、セキュリティに優れた無線専用線を提供するサービス

(2) 当社グループの事業系統図（事業内容とセグメントとの関連を含む）は以下のとおりです。

当社グループの事業系統図



(注) 顧客に対しては代理店、PCメーカー等を経由して販売することがあります。

(3) 当社サービスの事業の内容は、以下のとおりです。

① 日本事業

<データ通信サービス>

当社は、株式会社NTTドコモ（以下、「ドコモ」という）と締結した相互接続協定により提供を受けている第3世代携帯電話（以下、「3G」という）通信網及びLTE通信網、並びに株式会社ウィルコム（以下、「ウィルコム」という）と締結した無線IP接続（注4）サービス契約により提供を受けているPHS通信網を活用して、当社グループが開発したサービスを付加し、MVNO（Mobile Virtual Network Operator—仮想移動体通信事業者）としてデータ通信サービスを提供しています。

日本事業のデータ通信サービスは、主な対象顧客及び提供する形態により、以下の（i）個人向けサービス、（ii）MVNEサービス及び（iii）機器向けサービスの三つに分けられます。

（i）個人向けサービス

（商標：bモバイル等）

主に一般消費者向けに提供するモバイルデータ通信サービスで、「bモバイル（ビーモバイル）」のブランドで販売しています。

個人向けサービスは、データ通信端末やSIMカードに、データ通信、インターネット接続及び音声通話サービス等を組み合わせて提供するもので、データ通信端末またはSIMカードを、PCまたはスマートフォン等に挿入するだけで、ただちにインターネットに接続することができるものです。課金体系により、（a）月額課金サービスと（b）プリペイドサービスがあります。

（a）月額課金サービス

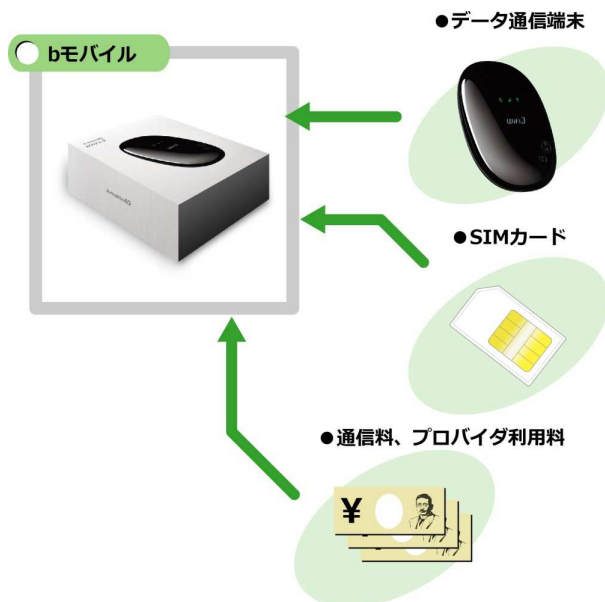
月額課金サービスは、通信料金等をクレジットカード払いで毎月お支払いいただくものです。当社オンラインショップでの販売のほか、各パートナー企業でも販売しています。

（b）プリペイドサービス

プリペイドサービスは、一定の時間、期間または通信量のパッケージを予め一括でご購入いただくものです。当社オンラインショップでの販売のほか、PC量販店等で販売しており、中小規模の法人にも利用されています。

（図1 参照）

図1 プリペイドサービス概念図



（ii）MVNEサービス

MVNO向けに、モバイル通信ネットワーク、技術、ノウハウ等を提供するサービスです。

MVNO向けサービスは、各MVNO企業によって、当社に対する要望が異なりますので、当社はそれらに柔軟に対応する方針で、MVNEサービスを展開しています。主なサービス内容としては、当社が接続するモバイル通信ネットワークの提供、通信端末の提供、端末用ソフトウェアの提供、認証システムや課金システムの提供、ネットワーク・マネジメントの運用委託による提供等があり、さらにMVNO参入戦略に関するコンサルティング業務等も含まれます。

MVNOサービスの累計契約者数は、株式会社矢野経済研究所の試算では、2020年に5,500万回線に達するとされており、MVNO市場に参入する企業は増加の一途をたどっています。しかしながら、携帯電話産業の閉鎖性やMVNO事業モデルに関する理解が不十分であること等から、MVNEが果たすことのできる役割は極めて大きく、当社は、MVNOの先駆者として培った技術やノウハウ、また自らが調達したモバイル・ネットワーク等の提供を通して、MVNEとして、多くのMVNOパートナーとともに、この可能性が極めて大きな市場の開拓を推進していきます。

(iii) 機器向けサービス

(商標：通信電池)

主に機器メーカー向けに、部品として提供する通信サービスで、従来、商品とは別に通信事業者との契約が必要であった通信サービスを、部品として乾電池のように商品に内蔵することで、通信機能を有した商品として簡便に利用できるようにするサービスです。

当社グループでは、機器向けサービスのコンセプトを、サービス提供者との契約を要せず、コンセントのない状態（無線）で一定の電力を提供する乾電池になぞらえ、「通信電池」と称しています。

通常、通信サービスを利用するには、通信事業者と契約を締結することが必要ですが、機器メーカーが無線通信機能を有する機器を広く販売しようとする場合には、当該機器を購入した利用者が、通信事業者との契約等の手続を要せずに、購入後ただちに無線ネットワーク・サービスを利用できるようにすることが必要です。「通信電池」では、ネットワーク・サービスを無線データ通信モジュールとして部品の形にしていますので、機器メーカーはこのモジュールを組み込むだけで、利用者が購入後直ちに無線ネットワークを利用することのできる機器を作ることができます。

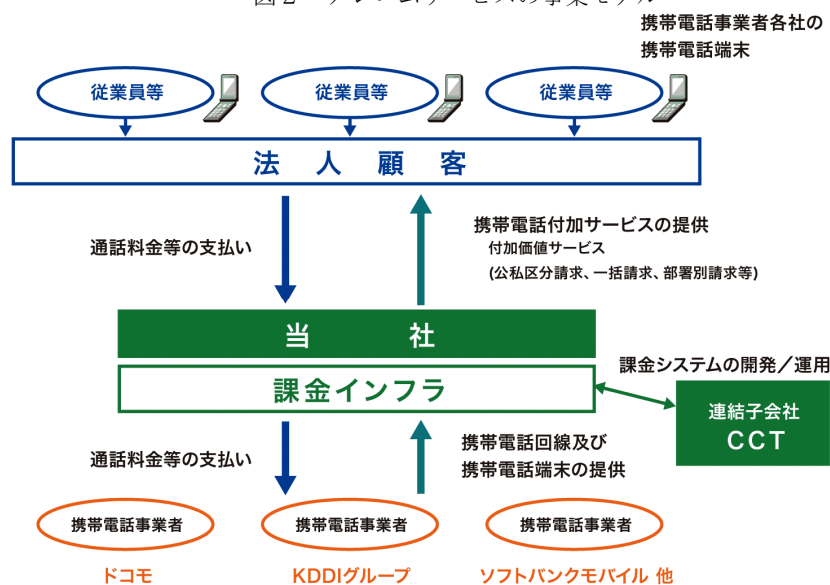
通信電池は、いつでも、どこでもネットワークにつながるユビキタス・ネットワークを構成する様々な機器類にとって必須のアイテムになるものと考えています。

<テレコム・サービス（法人向け携帯電話サービス）>

テレコム・サービスは、携帯電話/PHS事業者各社から通信回線及び携帯電話/PHS端末を調達し、通話料金の公私区分請求や部門別集計等の付加価値を付けて法人向けに提供する携帯電話（PHSを含む。以下同じ）サービスで、当社創業時から営んでいます。

テレコム・サービスでは、ドコモ、KDDI株式会社等KDDIグループ各社（以下、総称して「KDDIグループ」という）、ウィルコム及びソフトバンクモバイル株式会社（以下、「ソフトバンクモバイル」という）等の携帯電話事業者各社から携帯電話回線及び携帯電話端末を調達し、通信料金の経費管理等のニーズに応じた付加価値サービスと併せて法人顧客に提供しています。（図2 参照）

図2 テレコムサービスの事業モデル



② 米国事業

<データ通信サービス>

機器向けサービス（商標：Telecom Battery，ユビキタス専用線）

主に法人顧客またはシステムインテグレーター等のパートナー向けに、部品として提供する通信サービスで、従来、商品とは別に通信事業者との契約が必要であった通信サービスを、部品として商品に内蔵することで、通信機能を有した商品として簡便に利用できるようにするサービスです。

当社グループでは、機器向けサービスのコンセプトを、サービス提供者との契約を要せず、コンセントのない状態（無線）で一定の電力を提供する乾電池になぞらえ、「Telecom Battery」と称しています。

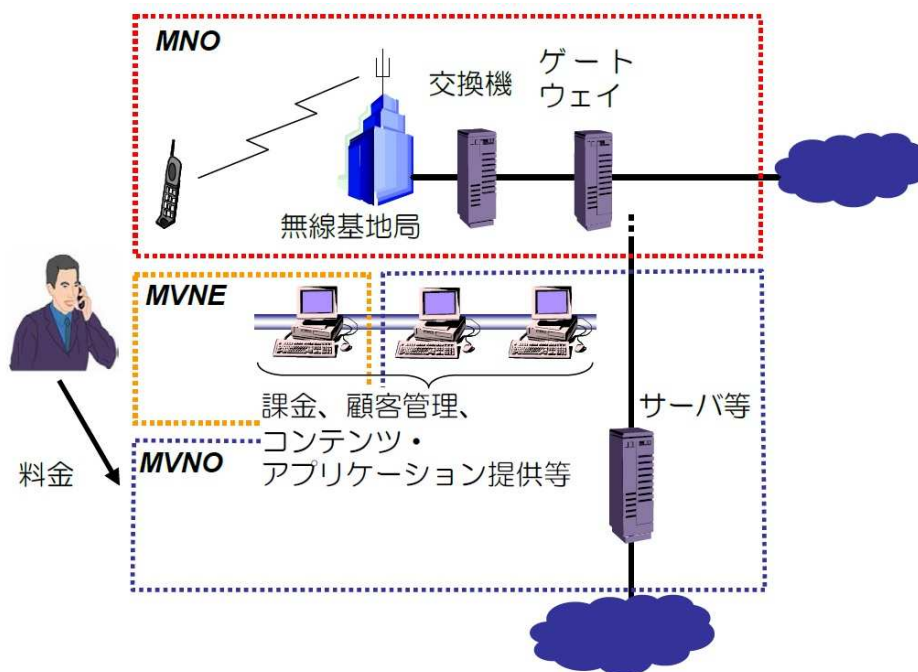
通常、通信サービスを利用するには、通信事業者と契約を締結することが必要ですが、無線通信機能を有する機器を広く販売しようとする場合には、当該機器を購入した利用者が、通信事業者との契約等の手続を要せずに、購入後ただちに無線ネットワーク・サービスを利用できるようにすることが必要です。「Telecom Battery」では、ネットワーク・サービスを無線データ通信モジュールとして部品の形にしていますので、機器メーカーはこのモジュールを組み込むだけで、利用者が購入後直ちに無線ネットワークを利用することのできる機器を作ることができます。

「Telecom Battery」は、いつでも、どこでもネットワークにつながるユビキタス・ネットワークを構成する様々な機器類にとって必須のアイテムになるものと考えています。

また、C N I社は平成20年6月にクレジットカード業界の情報セキュリティ基準（PCI DSS）の認定を受け、金融情報やPOSデータなど、極めて重要な情報をやりとりする顧客に、VPNを使用しない無線専用線（商標：ユビキタス専用線）サービスを提供しています。このサービスの強みは、ATM（現金自動支払機）等の端末から決済センターまでのEnd to Endを、無線の専用線で提供できることです。インターネットに出ることなく、専用線の中で通信が完結するため、強固なセキュリティを確保した通信サービスを提供することができます。米国事業では、ATMを中心に、POS（店頭端末）、自動販売機、KIOSK（設置型情報端末）など、無線専用線サービスの利用用途を拡大していきます。

- (注) 1. モバイル通信ネットワークとは、携帯電話またはPHS等の移動体通信で使用される無線ネットワーク網をいいます。
2. MVNO（Mobile Virtual Network Operator：仮想移動体通信事業者）とは、移動体通信事業者（MNO：Mobile Network Operator）が保有する無線ネットワークを利用し、独自のサービスを企画・構築し、独自の販売ルートでサービスを提供する事業者をいいます。（図3 参照）
3. PCI DSS（Payment Card Industry Data Security Standard）とは、クレジットカード業界における情報保護の国際基準で、JCB・American Express・Discover・MasterCard・VISAの世界大手カードブランド5社が共通して採用するグローバルセキュリティ基準です。
4. 無線IP接続とは、パケット通信方式での無線通信をいいます。従前、携帯電話やPHSで使用されていた無線通信は回線交換方式であったため、利用者が回線を占有してしまい、費用や使い勝手の面から音声通話での利用が大半でしたが、パケット方式を採用することで、データ通信での効率的な利用が可能となりました。

図3 MVNO説明図



出典：MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン（総務省、平成25年9月再改定）に掲載されている図に基づく

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有 (被所有) 割合		関係内容
				所有割合 (%)	被所有割合 (%)	
(連結子会社)						
JCI US Inc.	米国コロラド州 イングルウッド	(US\$) 239.97	米国事業の統括	100.0	—	役員の兼任 3名 貸付金あり
Contour Networks Inc. (旧商号 Communications Security and Compliance Technologies Inc.)	米国ジョージア 州アトランタ	(US\$) 370.94	米国でのMVNO 事業	100.0 (100.0)	—	データ通信サービス に関する提携 役員の兼任 2名 貸付金あり
Computer and Communication Technologies Inc.	米国コロラド州 イングルウッド	(US\$) 513.70	MVNO及びMV NEとして必要な 技術の研究及び開発	100.0 (100.0)	—	技術及びサービスの 開発委託並びに 当社サービスの一部 の運用委託 役員の兼任 2名
Arxceo Corporation	米国ジョージア 州アトランタ	(US\$) 323.33	ネットワーク不正 アクセス防御技術 の開発及び同製品 の販売	100.0 (100.0)	—	ネットワーク不正 アクセス防御技術 に関する提携 役員の兼任 2名 貸付金あり
コントゥアー・ネット ワークス・ジャパン株 式会社 (旧商号 アレクセオ・ ジャパン株式会社)	東京都港区	(千円) 50,000	ネットワーク・セ キュリティに関する ソリューション の開発及び販売	100.0 (100.0)	—	データ通信サービス 及びセキュリティ ・ソリューション に関する提携 役員の兼任 なし

(注) 1 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数です。

- 2 平成25年7月1日に、米国事業統括会社としてJCI US Inc. を設立し、既存の米国子会社3社を同社の傘下に置く再編を行いました。
- 3 平成25年7月1日に、コントゥアー・ネットワークス・ジャパン株式会社はContour Networks Inc. の完全子会社となりました。
- 4 平成26年5月7日に、以下の子会社（連結子会社）を設立しました。
 (名称) クルーシステム株式会社
 (住所) 東京都港区
 (資本金) 150,000千円
 (主要な事業の内容) 電気通信事業にかかるオペレーション業務の受託
 (議決権の所有割合) 100%
 (関係内容) 役員の兼任 1名
- 5 丸紅無線通信株式会社は、当社の関連会社として持分法の適用対象となっていました。平成26年3月31日、当社は、当社が保有する同社株式を全て丸紅株式会社に譲渡しました。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成26年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数 (名)
日本事業	53 [4]
米国事業	2 [0]
報告セグメント計	55 [4]
全社 (共通)	54 [2]
合計	109 [6]

- (注) 1. 従業員数は就業人員です。なお、臨時従業員数は年間の平均人員を〔 〕に外数で記載しています。
2. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、経営管理部門及び研究開発部門に所属しているものです。

(2) 提出会社の状況

平成26年3月31日現在

従業員数 (名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (千円)
85 [4]	38.1	6.1	6,138

セグメントの名称	従業員数 (名)
日本事業	53 [4]
報告セグメント計	53 [4]
全社 (共通)	32 [0]
合計	85 [4]

- (注) 1. 従業員数は就業人員です。なお、臨時従業員数は年間の平均人員を〔 〕に外数で記載しています。
2. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、経営管理部門に所属しているものです。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されていませんが、労使関係は円満に推移しています。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当社グループ（当社及び連結子会社5社を指し、以下同様とする）が創業時から提唱・実践しているMVNO事業モデルは、当連結会計年度において、特にその後半に広く取り上げられ、この事業モデルの意義が一般に認められた年となりました。その結果、MVNO事業の先駆者である当社及び当社サービスの認知も高まり、当連結会計年度の売上高は前年比18.4%増加の4,667百万円、営業利益は前年比101.9%増加の723百万円、経常利益は前年比101.9%増加の709百万円、当期純利益は前年比3倍を越える881百万円を計上しました。

① 日本事業

当社は、MVNO事業を生み出し、実践するにあたり、この新たな事業の成長には業界の育成から取り組む必要があるとの考えから、MVNO業界団体の会長職を拝命し、行政と連携してMVNO事業を推進してきました。同時に、新規参入促進による業界の育成を重視し、他のMVNO事業者との競争には一定の距離を置いていました。

しかしながら、現在、MVNO事業者は160社以上となり、相互に切磋琢磨してサービス競争を行っており、MVNOも、業界として一定の存在感を持つようになりました。

これを受け、当社は、2013年11月に「Time to Harvest（収穫戦略）」を宣言し、MNO及び他のMVNOとの積極的なサービス競争を開始しています。MVNO事業がようやく認知された今、MVNO事業者からサービス競争を展開し、変革の波を起こしていくことが、寡占化が進み閉塞感が漂うモバイル通信業界を再活性化する唯一の道であると信じているからです。

当連結会計年度末は、消費税増税を控えた時期にあたり、増税後の生活防衛策の一つとして、家計の固定費である通信料金を適正化する手段として、MVNOが提供するSIMが広く取り上げられ、報道されました。当社の収穫戦略がこの時期と重なったことから、結果として、広範な認知を獲得することができ、当連結会計年度下期（2013年10月から2014年3月）の売上高は、前年同期比29.3%の成長を遂げました。

当社は、SIMが広く認知される前から、パートナー戦略を重視し、各業界のリーディング企業であるイオン、ヨドバシカメラ、アマゾンとともに、SIMを販売する新たな仕組みを構築してきましたが、このような準備により、SIMの需要が急速に高まった時期における機会損失を防ぎ、当連結会計年度の後半の売上増につながったものです。

また、需要増に対応するための社内体制として、従来から進めているクルーシステムと呼ぶ事業遂行モデルにより、運用面における限界を懸念することなく、需要増に対応することができました。

② 米国事業

当社は米国において、携帯電話事業者3社のネットワークに接続してMVNO事業を展開しています。その1社であるUSセルラー社がネットワークの一部をスプリント社に売却したことに伴い、当社顧客に提供しているサービスの一部に影響が生じることが判明し、該当する顧客をスプリント社に移行する作業が発生しました。これは、期初には想定していなかった事態であり、当該既存顧客からの追加受注は大幅な減少を余儀なくされました。その結果、米国事業の売上高は、ドルベースではほぼ横ばいとなっています（為替の影響により、円ベースでは前年比で増加しています）。

当社の米国事業は、米国の情報セキュリティ基準（PCI-DSS）の認定を受けた無線専用線をATM（現金自動支払機）向けに提供するサービスを中心に展開しており、当該分野では30%（当社推定値）の市場シェアを獲得し、業界において主導的な地位を確保しています。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物は2,686百万円となり、前連結会計年度末に比べ518百万円増加しました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは473百万円の収入（前連結会計年度は269百万円の収入）となりました。これは主に税金等調整前当期純利益747百万円を計上したことなどによるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは353百万円の支出（前連結会計年度は291百万円の支出）となりました。これは主に関係会社株式の売却による収入が50百万円あった一方、有形・無形固定資産の取得による支出が401百万円あったことなどによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは393百万円の収入(前連結会計年度は47百万円の収入)となりました。これは主に長期借入れによる収入が700百万円あった一方、短期借入金の減少が185百万円、長期借入金の返済による支出が115百万円、リース債務の返済による支出が45百万円あったことなどによるものです。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループのサービス提供の実績は、販売実績とほぼ一致していますので、生産実績に関しては(4) 販売実績の項をご参照ください。

(2) 仕入実績

当社グループの当連結会計年度の仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりです。

なお、セグメントについては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表 注記事項 (セグメント情報等) セグメント情報」をご参照ください。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	前年同期比 (%)
日本事業 (千円)	1,485,011	128.6
米国事業 (千円)	251,833	152.4
合計 (千円)	1,736,845	131.6

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれていません。
2. 金額は仕入価額で表示しています。

(3) 受注実績

当社グループは、受注から販売までの所要日数が短く常に受注残高は僅少であり、期中の受注高と販売実績とがほぼ対応するため、記載を省略しています。

(4) 販売実績

当社グループの販売実績は、出荷金額に基づいており、当連結会計年度販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりです。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	前年同期比 (%)
日本事業 (千円)	4,253,864	120.5
米国事業 (千円)	364,450	120.8
合計 (千円)	4,618,315	120.5

- (注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しています。
2. 最近2連結会計年度における主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合が10%以上である相手先は次のとおりです。

相手先	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
丸紅無線通信株式会社	413,689	10.8	522,331	11.3

3. 上記の金額には、消費税等は含まれていません。

3 【対処すべき課題】

当社が生み出したMVNO事業モデルは、日本市場において近年急速に普及しつつあり、総務省の調査では、2013年12月末時点のMVNO事業者数は161社にのぼっています。併せて、当社が生み出したSIM市場への新規参入も増加しており、当社が創業時に提唱し、今日まで実践、推進している新たなモバイル市場の在り方が市場に受け入れられていることを示しています。

このような状況のもと、当社の課題は、(1)MVNO事業/SIM事業への新規参入支援をより効果的、効率的に推進し、かつ、(2)当社のMVNO事業を、MNOや他のMVNOとは差別化したものとして構築していくことです。

MVNO事業/SIM事業への新規参入支援については、当社は既に、イオン、ヨドバシ、アマゾン及び丸紅等の各社の新規参入を、当社のノウハウや技術等で支援し、各社のパートナーとして共同で市場を開拓しています。

また、当社のMVNO事業の差別化については、当年度の半ばから、SIM市場に加えて、モバイルソリューション市場に向けた戦略の推進を開始しました。日本にSIM市場を生み出した当社は、引き続きSIM市場を牽引し、更なる市場拡大を推進していきますが、これに留まらず、SIMを活かしたモバイルソリューション市場をリードすることで、MNOや他のMVNOとの差別化を図りつつ、新たな市場開拓を進めていきます。

加えて、当社グループの課題としては、海外への事業展開があります。

米国事業も一定の成果を上げるに至っていることから、日本のみならず、米国、更には欧州やアジアにおいてMVNO事業をグローバルに展開することも、当社グループの課題となります。MVNO事業は、当社が日本で生み、育てた事業モデルであり、これを海外市場で展開していくことには、極めて大きな意義があります。

上記の課題に対処する上で最も重要な点は、人材です。当社グループの事業はノウハウや技術等がコアであるため、それらを持つ人材が重要な鍵となります。当社グループは、そのためのヒューマンリソース戦略として、クルーシステムを実践しています。クルーシステムは、当社が考案・構築した事業遂行モデルで、一人一人の人材（クルー）が会社の優先順位に応じた多様な業務を担当することによって、様々なノウハウや技術を身につけていく仕組みです。クルーシステムでは、機能別組織横断的に多種多様な業務を担当できる人材の育成が可能となり、当社グループの対応力を格段に高めることができます。当社グループは、クルーシステムを基盤として、対処すべき課題に取り組んでまいります。

4 【事業等のリスク】

当社グループの事業展開、経営成績、財務状況等に影響を及ぼす可能性のある主なリスクとしては以下のようなものがあります。必ずしもそのようなリスクに該当しない事項についても、投資者の投資判断上重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に記載していますが、当社株式への投資に関連するリスクのすべてを網羅するものではありません。

なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものです。

(1) 市場について

当社は創業以来、モバイル通信の市場で事業を展開しています。モバイル通信を利用目的によって分けると、音声通話とデータ通信の二つに大別できますが、音声通話の市場は、携帯電話の普及が進み、飽和状態にあります。一方、データ通信の市場は、スマートフォンやタブレット端末の普及が急速に進んでいるものの、未だ成長期にあると言えます。データ通信のうち、固定回線によるものは、光ファイバーやケーブルテレビ等により、高速・大容量の有線ブロードバンドが提供され、浸透しています。一方、モバイル通信によるものは、通信速度の改善や有力な通信端末の登場により急激に普及が進んでいるものの、その普及の速さゆえに、速度、料金、使いやすさ、セキュリティ等の商品性全体では未だ顧客の要望に十分に対応できておらず、これらの改善により、更なる市場規模の拡大が可能です。

無線通信やセキュリティ等の技術は日進月歩の発展を遂げているため、技術面の問題は徐々に克服され、顧客の要望を充足できる水準になっていくものと考えますが、このような技術の進歩が、当社グループが想定している時期に実現しない場合には、当社グループが事業を展開する市場規模の拡大が停滞または遅延する可能性があり、そのような場合には、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) 当社サービスの仕組みについて

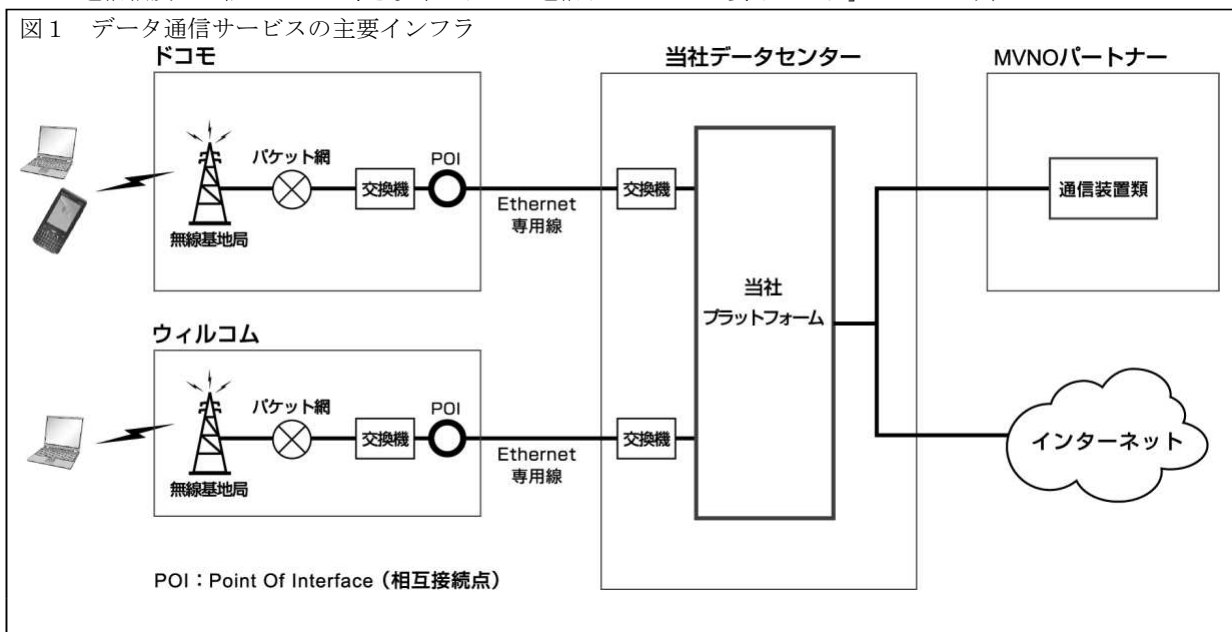
① モバイル通信網等について

当社サービスは、大別すると、一般消費者及び法人向けにモバイル・インターネット等のデータ通信を提供するデータ通信サービスと、法人向けに携帯電話サービスを提供するテレコム・サービスの二つになります。

各サービスの仕組みは以下のとおりです。

(i) データ通信サービス

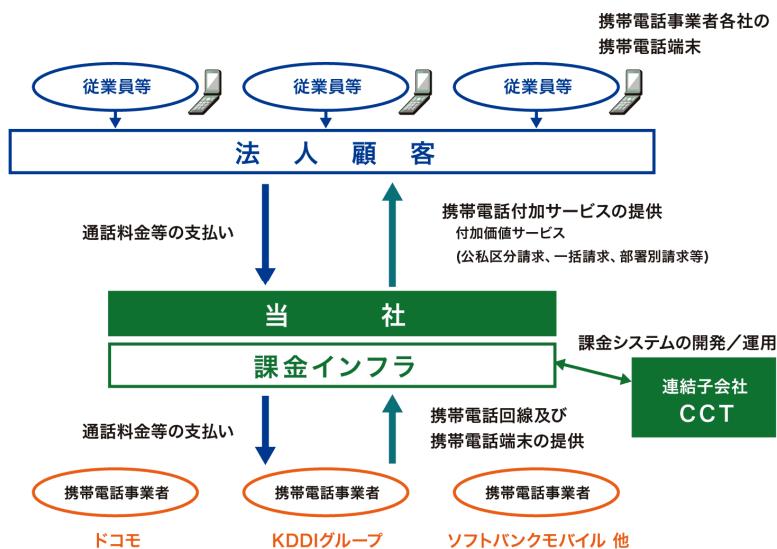
データ通信サービスにおいては、株式会社NTTドコモ（以下、「ドコモ」という）や株式会社ウィルコム（以下、「ウィルコム」という）等の携帯電話/PHS事業者からモバイル通信網を調達し、当該通信網を利用したデータ通信サービスに携帯電話事業者の携帯電話回線を用いた音声通信サービス、セキュリティ技術、増速技術や接続ソフトウェア等を付加して顧客に提供します。現時点において、データ通信サービスの主要インフラは、ドコモ並びにウィルコムの通信網及びデータセンター、専用線接続部分、当社グループのデータセンター等から構成され、その流れは下図のとおりです。なお、当社グループのデータセンターにおける主要なシステムは、株式会社インターネットイニシアティブが運営するデータセンター内に收容しています。（これらの通信網及び上記システム等を以下「データ通信サービスの主要インフラ」といいます）



(ii) テレコム・サービス

テレコム・サービスにおいては、ドコモ、KDDI株式会社等グループ会社（以下、「KDDIグループ」という）、ウィルコム及びソフトバンクモバイル株式会社（以下、「ソフトバンクモバイル」という）等の携帯電話事業者各社から携帯電話回線及び携帯電話端末を調達し、法人顧客との契約に基づき、携帯電話端末を当社から貸与または販売し、当該端末を利用した通信サービスを提供するものです。その際、一台の携帯電話端末を使用した通話を業務用（公用）と私用に分け、当該通話料金を法人負担分と個人負担分とに区分し、前者を法人に対して、後者を当該携帯電話端末の使用者である顧客法人の従業員等に対して、それぞれ課金・請求する公私区分請求サービス等を提供しています。当社は、当該携帯電話端末ごとの通話明細データを各携帯電話事業者から月次で入手し、当社の連結子会社が開発、運用する課金システムを利用して必要な情報を処理し、上記課金・請求の付加価値サービスを提供する仕組みとなっています。

図2 テレコムサービスの事業モデル



上記(i)及び(ii)に記載のとおり、いずれのサービスにおいても、その仕組みの主要な部分であるモバイル通信網または携帯電話回線は携帯電話/PHS事業者各社から調達しています。

従って、モバイル通信網または携帯電話回線の維持管理は調達先において行われており、当社グループが顧客に対し当社サービスを確実に提供するためには、各調達先の通信網または回線が適切に機能していることが前提となります。各調達先の通信網または回線が適切に機能していないことにより、当社サービスの全部もしくは一部が停止し、または当社サービスの水準が低下する事態が生じた場合には、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループは、各調達先との間で締結した契約にもとづき、通信網または回線を調達しています。当社グループは、新しい技術やサービスに関する提案を積極的に行うことによって調達先と緊密な関係を構築し、調達先に対する交渉力の維持・増強に努めています。しかし、当社グループが今後これらの契約を更新し、従前と同様の条件で調達を受けられるという保証はなく、また、条件の改善に成功するという保証もありません。さらに、調達先の事業方針の変更により、当社グループが従前より不利な仕入条件への変更を余儀なくされる可能性もあります。当社グループが各調達先からの仕入条件について維持もしくは改善することができなかった場合、または仕入条件が悪化した場合には、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

さらに、当社グループの今後の事業展開においても、調達先である携帯電話/PHS事業者各社に依存する側面があることは否定できません。すなわち、当社サービスの利用可能地域の拡大については、各調達先の通信網または回線における通信可能地域の拡大が前提となり、通信速度または通信容量の向上については、各調達先における通信網または回線の向上が前提となります。

② 通信網、通信回線等のネットワーク設備の障害について

当社サービスの仕組みのうち携帯電話/PHS事業者各社から調達する部分について、各調達先において適切な維持・管理が行われていた場合でも、アクセスの集中等の一時的な過負荷、外部からの不正な手段による侵入、内部者の過誤、または大規模地震を含む自然災害、停電もしくは事故等の原因により、各調達先の通信網や通信回線等のネットワーク設備に障害が生ずる可能性があります。このような障害により、当社サービスの全部もしくは一

部が停止し、または当社サービスの水準が低下する事態が生じた場合には、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは、耐震構造または免震構造を有し停電対策を備えた施設にデータセンターを収容するとともに、複数の拠点にデータセンターを設置することでリスクの分散化を図っています。さらに、データセンター内のネットワークシステムについては、その通信状態について終日監視する体制を整備し、継続的に通信状態をテストすることにより、障害等の発生を早急に感知することに努めています。また、各調達先との障害連絡体制を整え、障害発生時にも極力短時間で復旧できる準備体制を整えています。

しかしながら、このような体制を敷いているにもかかわらず、大規模地震を含む自然災害、停電または事故等の原因による障害の発生を完全に防止することはできません。また、障害が発生した場合、迅速に対処するためには多大なコスト負担が必要となるため、発生した障害の規模等によっては、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループは、自社開発を含め、多数のネットワーク機器及びコンピュータ・システム（ソフトウェアを含む）を使用しています。これらの機器及びシステムにおいて、不適切な設定、バグ等の不具合（外部から調達する一般的なソフトウェアの不具合を含む）が顕在化した場合には、サービスの全部もしくは一部の停止、またはサービスの水準の低下が生じ、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

③ ネットワークシステムについて

当社グループが提供するデータ通信サービスは、モバイル通信を使用するため、利用場所、利用時の電波の状況、及び基地局の混雑度等により、通信速度が異なります。また、インターネット接続を利用する場合には、インターネットの通信速度に依存します。さらに、携帯電話/PHS事業者から当社グループのデータセンターまでを接続する専用線の通信速度並びにデータセンター内のネットワーク設備及びコンピュータ・システムの処理速度にも依存します。加えて、当社グループのデータセンターから顧客法人までを専用線で接続している場合には、当該専用線の通信速度にも依存します。

当社グループは、現在の顧客数及びその利用実態を把握し、また今後の顧客数及び利用実態を予測することにより、必要かつ十分なネットワークシステムの容量を確保するよう努めています。しかしながら、当社グループが確保したネットワークシステムの容量が需要に対して不足した場合には、通信速度が低下する原因となる可能性があります。当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

一方、このような事態を回避するために、需要に対して必要以上にネットワークシステムの容量を増強した場合にも、過大な費用が発生することで、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

④ 技術革新について

当社グループが提供するデータ通信サービスでは、3G・LTE及びPHS等のモバイル通信、無線LAN技術、TCP/IPネットワーク技術、マイクロソフトWindowsオペレーティングシステム、認証技術において業界標準となっているRadius認証システム等を使用しています。これらの技術標準等が急激に大きく変化した場合、その変化に対応するための技術開発に多大な費用が生じ、当社グループの収益を圧迫し、業績に悪影響を及ぼす可能性があります。また、技術標準の変化への対応が遅れた場合、または、当社サービスに使用している技術もしくはサービスが陳腐化した場合には、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(3) 事業の内容について

① 携帯端末の仕入れについて

データ通信サービスで使用するデータ通信端末は複数の特定企業から、テレコム・サービスに使用する携帯電話端末は各携帯電話事業者から、それぞれ仕入れていますが、携帯電話/PHS事業者各社の政策や市場環境により、仕入条件は都度異なります。

当社グループは、これらの携帯端末の仕入条件を改善するよう努めていますが、そのような努力にもかかわらず、仕入条件が悪化した場合には、事業原価の上昇や携帯端末を適時に顧客に供給できないことによる事業機会の逸失により、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

さらに、携帯端末に品質上の問題があった場合には、サービスを継続できない等の事態が発生し、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

② 携帯端末の陳腐化リスク等について

データ通信サービスで使用するデータ通信端末は、携帯端末メーカー及び代理店から調達しますが、最低発注量が大きく、需要に対し過大な発注をせざるを得ない場合もあり、このような場合、在庫の陳腐化リスクを負うこととなります。当社グループでは、携帯端末メーカーと緊密な情報交換を行い、販売状況を見極めながら必要数量の予測を的確に行うよう努めていますが、調達した携帯端末が陳腐化した場合、または発注時期の遅延により適時に顧客に供給できず事業機会を逸失した場合には、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

③ マーケティング力及び技術開発力について

当社グループの業績は、顧客が求め、または顧客に受け入れられるサービスを的確に把握し、新たなサービスを提供していく、すなわち激変する業界にあつて迅速に動向を把握し、或いは予測しながら経営を行っていくためのマーケティング力及び技術開発力に依拠すると考えています。当社グループが、かかる能力を適切に維持し、または向上できない場合には、事業機会を逸し、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

④ 人材の確保について

当社グループは、新たな領域で事業を行っているため、少数の個人の経験、スキル及びノウハウに負うところが大きく、そのような人材を失うことによる事業への影響の可能性は否定できません。今後、事業拡大に伴い、適切な人材を確保し、体制の充実に努める方針です。しかしながら、優秀な人材を適時に採用することは容易でなく、限りある人的資源に依存しているため、従業員に業務遂行上の支障が生じた場合、または採用した従業員が短期間で退職した場合には、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 特定人物への依存について

当社の創業者であり代表取締役社長である三田聖二（以下⑤において「社長」という）は、平成元年11月からモトローラ株式会社常務取締役を、平成6年7月からアップルコンピュータ（現 Apple Japan）代表取締役を歴任しており、これにより培った国内外における携帯電話通信業界及びPC業界における人脈及び経験を活用して、経営方針や戦略の決定等において重要な役割を果たしています。また、当社グループは、組織及び業容の拡大に伴い、社長に過度に依存しない経営体制の構築を進め、外部から高い能力の人材を確保する等、体制の強化に努めています。しかしながら、依然として少数の幹部への依存があることは否定できません。従って、社長または幹部の退任や退職があった場合には、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(4) 競合について

当社が提供するデータ通信サービスは、その市場が成長期にあることから、現在の競合に加え、今後のさらなる新規参入による競争激化が予想されます。特に、当該サービス分野は、通信事業者が提供する通信サービスの側面と、コンピュータ関連事業者が提供するシステムサービスの側面とを併せ持つことから、以下のとおり、通信事業及びコンピュータ関連事業から、競合するサービスが現れる可能性があると考えています。

(i) 携帯電話/PHS事業者について

通信回線設備を有する携帯電話/PHS事業者は当社グループと比較して圧倒的に潤沢な経営資源を有し、それらを活用することで、より低価格・高機能な商品を単独で提供することが可能です。

従来、携帯電話/PHS事業者の収益源は音声通話によっていましたが、昨今のスマートフォン等の急速な普及からデータ通信による収益が音声通話を上回るようになっており、現在、データ通信市場では、携帯電話/PHS事業者を含めた競争が激化しています。

このような状況において、巨大な事業規模を誇る携帯電話/PHS事業者が当社グループと競合するサービスに進出した場合には、当社グループの競争力の低下または価格競争の激化による売上高の減少が生じ、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、音声通話の市場が成熟期に入っていることから、携帯電話/PHS事業者はMNP（携帯電話番号ポータビリティ）転入超過数を重要な経営指標として位置づけています。こうした携帯電話/PHS事業者がMNP転入超過数の極大化を意図して、大々的な販売促進を展開した場合、既存顧客を失う事態、または当社グループのオペレーションが過大な負荷を被る事態が生じ、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

一方、携帯電話/PHS事業者は、当社グループにとってモバイル通信網や携帯電話回線の調達先でもありません。したがって、携帯電話/PHS事業者が当社グループと競合するサービスに進出した場合、自己のサービスを拡大するため、当社との取引条件を変更する可能性があり、その場合、当社グループの価格設定や提供するサービスが制限されることにより、既存顧客を失う事態、または新規顧客の獲得が伸び悩む事態が生じ、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(ii) MVNO（仮想移動体通信事業者）について

当社と競合する他のMVNOの多くは固定回線系ネットワークサービスから進出した事業者であることから、すでに顧客に固定回線サービスを提供している実績があります。したがって、固定回線サービスの既存顧客に対し、モバイル通信サービスを販売していくことにより、モバイル通信サービスの販売を拡大する機会に恵まれています。また、固定回線サービスの顧客を維持・拡大するため、モバイル通信サービスにおいて戦略

的な価格政策を打ち出す可能性もあり、かかる事態が発生した場合には、既存顧客を失う事態、または新規顧客の獲得が伸び悩む事態が生じ、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(iii) S I (システムインテグレーター) について

S Iは、コンピュータ・システム領域において、顧客ごとに最適化したシステムのカスタマイズを事業としているため、システムの企画・立案からプログラムの開発、必要なハードウェア・ソフトウェアの選定・導入、及び完成したシステムの保守・管理までを総合的に行い、システム導入後においても保守業務が継続することから、顧客との結び付きは深いものになります。また、多種多様なシステムを統合するため、高いネットワークスキルを有しています。S Iが携帯電話/PHS事業者と提携する等により、通信サービスの提供能力を獲得した場合には、当社グループにとって強力な競合相手となる可能性があり、そのような場合、既存顧客を失う事態、または新規顧客の獲得が伸び悩む事態が生じ、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(5) 知的財産権及び法的規制等について

① 知的財産権の保護について

当社グループに帰属する知的財産の保護は、関連法規及び契約の規定に依存しています。また、知的財産の保護のため、必要に応じて特許出願等を行うとともに、他社の技術やノウハウの動向を把握していくよう努めています。しかしながら、出願した特許等が必ずしも権利登録される保証はありません。

また、当社グループが知的財産保護のために行ってきた出願もしくは登録、または今後行う出願もしくは登録が十分なものではない可能性があり、他社により、当社グループと同様の技術が開発され、または当社グループのサービスが模倣される可能性があります。

さらに、当社グループの知的財産について仮に権利が取得できていたとしても、第三者によって侵害される可能性もあります。このような場合には、当社グループの事業の継続に支障を来す可能性があるのみならず、かかる侵害者に対する訴訟その他の防御策を講じるため、限られた経営資源を割くことを余儀なくされる事態が生じ、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

② 第三者からのライセンスについて

当社グループは、モバイルデータ通信において、通信速度を実質的に速める増速技術及びセキュリティを強化する技術等について、複数の第三者から技術等のライセンスを受けています。将来において、当社グループが現在供与されているライセンスを更新することができない事態、新たなサービスを提供するために必要なライセンスの供与を受けることができない事態、または適切な条件でライセンスの更新もしくは供与を受けることができない事態が生じる可能性があり、そのような事態が生じた場合には、当社サービスの優位性が失われ、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

③ 法的規制等について

当社グループの事業は、電気通信事業法をはじめとする各種法令に基づく規制を受けています。これらの規制が変更され、または新たな法令が適用されることにより事業に対する制約が強化された場合、事業活動が制限され、またはコストの増加につながる可能性があります。他方、事業に対する制約が緩和された場合、新規参入の増加により競争が激化し、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループの事業が属する業界において、例えばプリペイド・サービスにおける事業活動が制約される自主規制が設けられた場合、同サービスの継続に支障をきたす可能性、または同サービスのコストが増加する可能性があります、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

④ 個人情報の保護について

当社には、個人情報保護法に基づき、個人情報取扱事業者としての義務が課されています。当社グループでは、次のとおり個人情報を取扱う機会があります。

まず、データ通信サービスでは、顧客の氏名、住所、生年月日、電話番号等の個人情報を取得します。

また、テレコム・サービスでは、公私区分請求サービス等を提供するため、顧客の従業員の氏名、住所、料金決済方法、通話記録等の個人情報を取得します。

これらの個人情報は、当社及び当社連結子会社であるComputer and Communication Technologies Inc. において業務上取扱いますが、当社グループでは、取得した個人情報について、業務上必要な範囲のみで利用し、適正な権限を持った者のみがアクセスできるようにしています。また、社員、契約社員及び派遣社員の全員が入社時及び毎年、秘密保持誓約書を提出するものとし、個人情報に接する機会の多いコールセンターの構成員は原則として正社員のみとしています。しかしながら、このような個人情報保護のための対策を施しているにもかかわらず、当社グループからの個人情報の漏洩を完全に防止できるという保証はありません。万一、当社グループが保有する個

人情報が社外に漏洩した場合には、顧客からの信用を喪失することによる販売不振や、当該個人からの損害賠償請求等が発生し、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(6) その他

① 業績の予測について

MVNO事業の歴史はまだ浅く、特に、当社グループが展開するデータ通信MVNOは新たな事業領域であることから、当社グループが今後の業績を予測するにあたり、過去の実績や、通信事業の業界一般の統計に必ずしも依拠することができません。また、今後のMVNO事業の業績に影響を与える可能性のある同事業の利用者数の推移、市場の反応等を正確に予測することも極めて困難です。従って、現時点において当社グループが想定する収益の見通しに重大な相違が生じる可能性があるほか、今後予想し得ない支出等が発生する可能性もあり、かかる事態が発生した場合には、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

② 資金調達について

当社グループは、ネットワーク設備、ソフトウェア、システム等の開発及び調達等に投資し、当社サービスの更なる差別化を推進して事業拡大を図る計画ですが、計画を実行する上で必要な投資資金の確保が困難な場合、事業機会を逸し、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

③ ストックオプション等による株式の希薄化について

当社グループは、当社並びに当社子会社の取締役、監査役、従業員及びコンサルタントの当社グループに対する貢献意欲及び経営への参加意識を高めるため、ストックオプション等のインセンティブ・プランを採用しています。旧商法第280条ノ20、旧商法第280条ノ21及び会社法第238条の規定に基づき、新株予約権を付与する方式により、当社並びに当社子会社の取締役、監査役、従業員及びコンサルタントに対して付与することを株主総会または取締役会において決議されたものです。

これらのストックオプション等が行使されれば、当社の1株当たりの株式価値は希薄化し、株価に影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループは、役員及び従業員等の士気を高め、或いは、有能な人材を獲得するためのインセンティブとして、今後も新株予約権の付与を行う可能性があり、さらに株式価値の希薄化を招く可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

会社名	相手方の名称	国名	契約名称	契約内容	契約期間
日本通信㈱	株式会社ウィルコム	日本	無線 I P 接続契約	無線 I P 接続サービス卸契約約款による電気通信役務の仕入れ	契約期間の定めなし (平成13年9月7日から平成15年9月6日までの2年間が最低利用期間)
日本通信㈱	株式会社インターネットイニシアティブ	日本	広域複合ネットワークサービス契約	データセンターの運営・管理	平成14年2月4日から平成15年2月3日まで (1年単位の自動更新)
Contour Networks Inc. (旧 Communications Security and Compliance Technologies Inc.)	United States Cellular Operating Company	米国	Data Services Agreement	移動体データ通信サービスの仕入れ	開始日：平成19年4月17日 終了日：レイヤー2接続の商用化実施日から起算して2年間が経過する日 (その後は2年単位の自動更新)
日本通信㈱	スターネット株式会社	日本	MVNE 業務委託基本契約書	MVNE 業務の受託契約	平成20年11月1日から平成21年10月31日まで (1年単位の自動更新)
日本通信㈱	株式会社NTTドコモ (旧 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ)	日本	相互接続協定書	3Gネットワークに関する、レイヤー2による相互接続	契約期間の定めなし (締結日：平成21年3月13日)
日本通信㈱	アルテリア・ネットワークス株式会社 (旧 丸紅アクセスソリューションズ株式会社)	日本	MVNE 業務委託基本契約書	MVNE 業務の受託契約	平成22年2月19日から平成23年2月18日まで (1年単位の自動更新)
Contour Networks Inc. (旧 Communications Security and Compliance Technologies Inc.)	Sprint Spectrum L.P.	米国	Private Label PCS Services Agreement	レイヤー2接続に関する契約	開始日：平成22年3月17日 終了日：商用化実施日から起算して5年間が経過する日 (その後は1年単位の自動更新)
日本通信㈱	株式会社NTTドコモ (旧 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ)	日本	卸電気通信役務の提供に関する契約書	3G音声卸サービスに関する契約	平成22年4月15日から平成25年4月30日まで (3年単位の自動更新)
日本通信㈱	イオンリテール株式会社	日本	販売代理店契約書	モバイル通信サービスの販売委託	平成22年12月24日から平成23年12月23日まで (1年単位の自動更新)
日本通信㈱	シネックスインフォテック株式会社	日本	販売代理店契約書 (対面販売・ECサイト販売)	モバイル通信サービスの販売委託	平成23年7月29日から平成24年7月28日まで (1年単位の自動更新)

会社名	相手方の名称	国名	契約名称	契約内容	契約期間
日本通信㈱	イオン北海道株式会社	日本	販売代理店契約書（対面販売）	モバイル通信サービスの販売委託	平成23年7月31日から平成24年7月30日まで（1年単位の自動更新）
日本通信㈱	イオン九州株式会社	日本	販売代理店契約書（対面販売）	モバイル通信サービスの販売委託	平成23年9月21日から平成24年9月20日まで（1年単位の自動更新）
日本通信㈱	東日本電信電話株式会社	日本	販売・注文取次に関する業務委託契約	モバイル通信サービスの販売委託	平成24年1月24日から平成24年3月31日まで（1年単位の自動更新）
日本通信㈱	丸紅無線通信株式会社	日本	MVNE業務委託基本契約書	MVNE業務の受託契約	平成24年2月1日から平成27年1月31日まで（1年単位の自動更新）
日本通信㈱	西日本電信電話株式会社	日本	販売・注文取次に関する業務委託契約	モバイル通信サービスの販売委託	平成24年3月1日から平成25年2月28日まで（1年単位の自動更新）
日本通信㈱	株式会社ベストック	日本	売買基本契約書	データ通信端末の仕入れ	平成24年1月31日から平成25年1月30日まで（1年単位の自動更新）
日本通信㈱	株式会社NTTドコモ（旧株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ）	日本	第3種Xiサービスの提供に関する契約書	LTE音声卸サービスに関する契約	平成25年1月16日から第3種Xiサービスの廃止がなされるまで
Contour Networks Inc.	Verizon Wireless LLC	米国	Telematics Agreement	無線による音声通話サービス及びデータ通信サービスの仕入れ	平成25年10月29日から平成26年12月31日まで（1年単位の自動更新）
日本通信㈱	シネックスインフォテック株式会社	日本	取引基本契約書	通信端末の仕入れ	平成26年3月13日から平成27年3月12日まで（1年単位の自動更新）
日本通信㈱	イオンリテール株式会社	日本	消化販売仕入れ方式による協業に関する覚書	通信端末の売買契約	平成26年3月31日から平成27年4月30日まで
日本通信㈱	イオン北海道株式会社	日本	消化販売仕入れ方式による協業に関する覚書	通信端末の売買契約	平成26年3月31日から平成27年4月30日まで
日本通信㈱	イオン九州株式会社	日本	消化販売仕入れ方式による協業に関する覚書	通信端末の売買契約	平成26年3月31日から平成27年4月30日まで

（注）上記契約の相手方名称は、すべて平成26年3月31日現在の商号によります。
また、本書提出日現在、上記契約は有効に更新されています。

6 【研究開発活動】

当社グループは、携帯電話事業者の設備を借用して、他社には技術的に模倣困難なサービスを開発し、提供しています。従って、そうした当社独自のサービスが、携帯電話事業者のサービスに比べて如何に差別化されているかは極めて重要です。

当連結会計年度における研究開発費は99,597千円で、通信サービスの新たな認証方式、課金方式、制御方式他、当社グループが長期に渡って差別化を実現するための基本的な研究開発を行っています。

なお、このような研究開発活動で得られた技術及び知見は、日本事業、米国事業のセグメントを超えて共用されていますので、セグメントの内訳金額はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計基準に基づいて作成しています。その作成は経営者による会計方針の選択及び適用、並びに資産・負債及び収益・費用の報告数値に影響を与える見積りを必要とします。経営者は、過去の実績等を勘案して合理的な見積りを行っていますが、見積り特有の不確実性があるため、実際の結果は、これらの見積りと異なる場合があります。

なお、当社グループが連結財務諸表の作成に際して採用している重要な会計方針は、「第5 経理の状況 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載していますが、特に次の会計処理基準に関する事項が連結財務諸表における重要な見積りの判断に大きな影響を及ぼすものと考えます。

収益の認識

当社グループは、次のサービスラインごとに売上計上基準を分けています。

① プリペイド・サービス（bモバイル）及び機器向けサービス（通信電池）

製品により、以下の2つの計上基準に分類されます。

(a) 当該期間の通信サービスを提供するもの（例：12ヶ月間使い放題のSIM）

当該期間にわたって売上高を按分して計上。

(b) 所定単位の通信サービスを提供するもの（例：500分の通信サービス付きUSB型通信端末）

売上高は出荷基準で計上。ただし、売上高から通信端末の売上原価を控除して計算される売上総利益額を見積り期間にわたって繰延利益額として計上。

② テレコム・サービス

移動体通信端末の売上は出荷基準

通話料及びその他付加価値サービスの売上は役務提供基準

繰延税金資産

当社グループは、企業会計上の収益または費用と、課税所得計算上の益金または損金の認識時点が異なることから、会計上の資産・負債と課税所得計算上の資産・負債の額に一時的な差異が生じる場合において、一定期間内における回収可能性に基づき貸借対照表上に繰延税金資産を計上しています。当社グループの将来的な業績予想を検討して十分回収可能性があると考えていますが、状況によっては繰延税金資産の全額または一部を取崩す必要が生じる可能性があります。

(3) 経営成績の分析

経営成績の分析については、「1 業績等の概要 (1)業績」をご参照ください。

(3) 財政状態の分析

当連結会計年度末における流動資産は5,208百万円となり、前連結会計年度末に比べ1,359百万円増加しました。これは主に現金及び預金が518百万円、売掛金が347百万円、未収入金が194百万円、繰延税金資産が210百万円増加したことなどによるものです。固定資産は1,301百万円となり、前連結会計年度末に比べ51百万円増加しました。

この結果、総資産は6,510百万円となり、前連結会計年度末に比べ1,410百万円増加しました。

当連結会計年度末における流動負債は1,635百万円となり、前連結会計年度末に比べ263百万円増加しました。これは主に買掛金が155百万円、一年内返済予定の長期借入金が257百万円増加した一方、短期借入金が185百万円減少したことなどによるものです。固定負債は1,407百万円となり、前連結会計年度末に比べ226百万円増加しました。これは長期借入金が増加したことなどによるものです。

この結果、負債は3,043百万円となり、前連結会計年度末に比べ489百万円増加しました。

当連結会計年度末における純資産は3,466百万円となり、前連結会計年度末に比べ920百万円増加しました。これは主に当期純利益881百万円を計上したことなどによるものです。

この結果、自己資本比率は52.0%（前連結会計年度末は48.8%）となりました。

(4) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

① キャッシュ・フローの状況

キャッシュ・フローの状況については、「1 業績等の概要 (2)キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

② 資金需要及び財政政策

今後の主たる資金需要は、運転資金と設備投資に分けられます。運転資金については、データ通信サービスの売上回収期間が極めて短いため、事業規模が拡大しても、営業活動で生じるキャッシュ・フローで仕入債務を十分にまかなうことができます。また、設備投資については、これまでに構築してきたハードウェア及びソフトウェアの通信サービス基盤に対して追加的な投資を行い、他社にはまねのできない差別化されたサービスの提供や通信処理能力の向上を進めていきます。設備投資はおおよそ売上の5%程度を目安に実行することで、このような目的を達成できると考えています。

一方、①で述べたとおり、当社の事業は収益性が強化され、キャッシュを通期で順調に生み出す段階にまで成長してきており、今後の一定の資金需要については自己資金で賄うことができると考えています。

しかし、事業基盤を更に安定させるとともに、機動的な事業展開を行うために手元資金を充実させることは、引き続き重要な課題として認識しています。このため、自己資金に加えて、銀行借入金やリース等によって一時的な資金ニーズなどに対応し、財政の健全性を強化する方針です。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループは、急速な需要増に対するサービス基盤の強化及びサービスの差別化を強化することを目的として設備投資を実施しました。

当社が創業時から推進・実現してきたMVNO事業モデルは、ここにきてようやく認知を得るようになってきたことから、当社サービスへの需要は急速に増大しています。モバイルネットワークそのものは、NTTドコモ等の設備を使用していることから需要増への対応は不要ですが、当社が持つネットワーク設備及び顧客対応システム等については、スケーラビリティを常に強化しておく必要があります。

また、MVNO事業者が増加し、サービス競争が始まる状況の中、他社との差別化を実現するためのサービス開発投資を実施しています。

上記に関する設備投資は、ネットワーク及びシステム機器類の有形固定資産と自社開発ソフトウェアの無形固定資産に分かれますが、これらに368百万円の設備投資を実施しました。

日本事業においては、コンシューマ向けSIM新製品や、MVNOパートナー向け通信サービスを提供するため、自社開発ソフトウェア、ネットワーク機器の能力増強のための機材などに228百万円の設備投資を実施しました。

米国事業においては、ATM向け無線通信サービスの顧客ベースが堅調に増加しており、設備の能力及び冗長性を強化する目的でネットワーク機器などに16百万円の設備投資を実施しました。

全社（グループ全体にかかわる研究開発活動などの本社機能の一部を有する米国子会社）においては、自社開発ソフトウェア、ネットワーク機器の能力増強のための機材などに123百万円の設備投資を実施しました。

2【主要な設備の状況】

平成26年3月31日現在における当社グループにおける主要な設備は、次のとおりです。

(1) 提出会社

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額（千円）				従業員数 (人)
			建 物	車 両 及 び 器 具 備 品	リ ー ス 資 産	合 計	
本社 (東京都港区)	日本事業 及び全社 (共通)	サービス 設備	130,436	71,614	142,530	344,581	85 (4)

(注) 1. 上記金額には消費税等は含まれていません。

2. 従業員数は就業人員です。なお、臨時従業員数は（ ）に平均人員を外数で記載しています。

(2) 在外子会社

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設 備 の 内 容	帳簿価額（千円）			従業員数 (人)
				建 物 及 び 器 具 備 品	リ ー ス 資 産	合 計	
Computer and Communication Technologies Inc.	本社 (米国コロラド州イ ングルウッド)	全 社 (共通)	開発設備	19,933	6,058	25,991	18 (2)
Contour Networks Inc.	本社 (米国ジョージア州 アトランタ)	米国事業	サービス 設 備	3,046	—	3,046	2 (0)

(注) 1. 上記金額には消費税等は含まれていません。

2. 従業員数は就業人員です。なお、臨時従業員数は（ ）に平均人員を外数で記載しています。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

当連結会計年度末現在において、重要な設備の新設等については決定していません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	4,350,000
計	4,350,000

(注) 当社は、平成26年2月4日開催の取締役会決議に基づき、平成26年4月1日をもって、1株を100株に分割する株式分割を行いました。これにより、発行可能株式総数は、平成26年4月1日をもって、430,650,000株増加し、435,000,000株となっています。

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成26年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成26年6月27日)	上場金融商品取引所名または登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,349,030	135,093,500	東京証券取引所 JASDAQ(スタンダード)	単元株式数 100株
計	1,349,030	135,093,500	—	—

- (注) 1. 「提出日現在発行数」欄には、平成26年6月1日から本書提出日までの新株予約権の権利行使により発行された株式数は含まれていません。
2. 平成25年6月25日開催の第17回定時株主総会決議及び平成26年2月4日開催の取締役会決議に基づき、平成26年4月1日付で1単元の株式の数を100株とする単元株制度を採用しました。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 新株予約権 (ストックオプション)

平成16年6月29日定時株主総会決議 (第7回新株予約権)

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日) (注7)
新株予約権の数(個)	1,252(注1)	1,183
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	6,260	591,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	5,334(注3)	54
新株予約権の行使期間	平成16年8月15日から 平成26年8月15日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 5,334 資本組入額 2,667	発行価格 54 資本組入額 27
新株予約権の行使の条件	相続、退職後の権利行使の可否、権利喪失事由、その他の権利行使の条件は、平成16年6月8日取締役会決議及び平成16年6月29日第8回定時株主総会決議に基づき、当社と新株予約権対象者との間で締結する当社ストックオプション契約に定めるところによります。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡し、またはこれに担保権を設定することはできない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

平成19年5月17日取締役会決議 (第10回新株予約権)

区分	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日) (注7)
新株予約権の数(個)	1,746(注1)	1,700
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	8,730	850,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	4,642(注4)	47
新株予約権の行使期間	平成19年8月3日から 平成29年8月3日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 6,981 資本組入額 3,491	発行価格 70.39 資本組入額 36
新株予約権の行使の条件	相続、退職後の権利行使の可否、権利喪失事由、その他の権利行使の条件は、平成19年5月17日取締役会決議に基づき、当社と新株予約権対象者との間で締結する当社ストックオプション契約に定めるところによります。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

平成22年5月13日取締役会決議（第13回新株予約権）

区分	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日) (注7)
新株予約権の数(個)	15,395(注2)	14,065
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	15,395	1,406,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	6,310(注4)	64
新株予約権の行使期間	平成22年7月1日から 平成27年7月1日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 9,775 資本組入額 4,888	発行価格 98.65 資本組入額 50
新株予約権の行使の条件	相続、退職後の権利行使の可否、権利喪失事由、その他の権利行使の条件は、平成22年5月13日取締役会決議に基づき、当社と新株予約権対象者との間で締結する当社ストックオプション契約に定めるところによります。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

平成25年2月4日取締役会決議（第17回新株予約権）

区分	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日) (注7)
新株予約権の数(個)	110,055(注2)	110,020
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	110,055	11,002,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	5,810(注4)	59
新株予約権の行使期間	平成25年3月7日から 平成32年3月7日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 5,903 資本組入額 2,952	発行価格 59.93 資本組入額 30
新株予約権の行使の条件	(注5)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注6)	同左

- (注) 1. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は 5 株とする（平成21年 7 月 1 日付の 1 株を 5 株に分割する株式分割に伴う調整による）。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は 1 株とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、行使価額を下回る価額で新株の発行（新株予約権の行使による場合を除く）または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

（なお、自己株式の処分の場合については、上記算式中、「新規発行株式数」を「処分する自己株式の数」に、「1 株当たり払込金額」を「1 株当たり処分金額」にそれぞれ読み替えるものとする。）

4. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

5. ① 権利行使の条件

- (i) 新株予約権者は、平成26年3月期乃至平成28年3月期の営業利益（当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）における営業利益をいい、以下同様とする。）が下記（a）乃至（c）に掲げる各条件を全て満たした場合にのみ、平成28年3月期に係る有価証券報告書の提出日が属する月の翌月の1日から行使することができる。なお、営業利益の判定において、適用される会計基準の変更等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標を取締役会にて定めるものとする。
- (a) 平成26年3月期の営業利益が6億円を超過すること
 - (b) 平成27年3月期の営業利益が9億円を超過すること
 - (c) 平成28年3月期の営業利益が12億円を超過すること
- (ii) (i)に拘らず、新株予約権者は、割当日から平成26年3月6日までに、当社普通株式の株式会社大阪証券取引所（現 株式会社東京証券取引所）における普通取引終値の1ヶ月間（当日を含む直近の21営業日をいい、割当日から数えて21営業日を下回る場合には割当日から当日までの営業日とする。）の平均が一度でも行使価額の50%を下回った場合には、本新株予約権を行使できないものとする。

② 権利喪失事由

- (i) 新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当した場合は、権利行使可能となっているか否かを問わず、直ちに本新株予約権を全て喪失する。
- (a) 禁錮以上の刑に処せられた場合
 - (b) 当社もしくは子会社の就業規則により解雇された場合、または、解雇に相当する事由があり、当社との信頼関係が毀損されたと認められる場合
 - (c) 当社または子会社に提出した秘密保持誓約書に規定する競業事業に自ら従事し、または、同競業事業を目的とする会社等の役職員に就任した場合（当社から事前に書面による承諾を得た場合を除く）
 - (d) 新株予約権者に不正行為、法令もしくは社内規程等の違反、または、職務上の義務違反もしくは懈怠があり、当社が新株予約権者に対して新株予約権の喪失を通知した場合
 - (e) 当社または当社の関連会社に対して損害またはそのおそれをもたらした場合、その他新株予約権を付与した趣旨に照らし権利行使を認めることが相当でないと当社が認めた場合
- (ii) 当社は、新株予約権者が前項の事由に該当するおそれがあると認められる場合、新株予約権者が前項の事由に該当するか否かを確定するために当社が必要と認める間、新株予約権者が本新株予約権を喪失するかどうかの判断を留保し、新株予約権者による権利行使を停止することができる。

③ 定年退職

新株予約権者が定年により当社の取締役、監査役、執行役員または当社もしくは当社子会社の従業員の地位から退職した場合、退職日までに権利行使が可能となっていた新株予約権は、当社が定める所定の期間内に限り権利行使することができる。ただし、当社は、何らかの条件を付したまたは付さないで、その権利行使期間を新株予約権の行使期間の末日を限度として延長することができる。

④ 定年前退職

新株予約権者が当社の取締役、監査役、執行役員または当社もしくは当社子会社の従業員の地位を喪失した場合（ただし、②及び③に定める場合を除く。以下、「定年前退職」という）、退職日までに権利行使が可能となっていた新株予約権は、当社が定める所定の期間内に限り権利行使することができる。ただし、当社は、何らかの条件を付したまたは付さないで、その権利行使期間を新株予約権の行使期間の末日を限度として延長することができる。

⑤ 相続人による権利行使

- (i) 新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者が、当社所定の書面により、相続人による権利行使を希望しない旨を申し出た場合は、この限りでない。
- (ii) 新株予約権者の相続人による権利行使方法については、当社所定の手続きに従うものとする。

⑥ 新株予約権の放棄

新株予約権者が②に該当し新株予約権を喪失した場合、及び、③もしくは④に該当し権利行使可能となった新株予約権が各号所定の期間内に行使されない場合、新株予約権者またはその相続人は本新株予約権を放棄したものとみなす。

- ⑦ 新株予約権の行使に関するその他の制限
- (i) 新株予約権の行使によって当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - (ii) 各新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
 - (iii) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
6. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）を行う場合は、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限る。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、株式分割または株式併合を行う場合に用いる、新株予約権の目的である株式の数を調整する算式（注2）に準じて決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、株式分割または株式併合を行う場合に用いる、行使価額を調整する算式（注4）で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。
 - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
下記に準じて決定する。
 - (i) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - (ii) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(i)記載の資本金等増加限度額から上記(i)に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
 - ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会決議による承認を要するものとする。
 - ⑧ その他新株予約権の行使の条件
「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
 - ⑨ 新株予約権の取得に関する事項
下記に準じて決定する。
 - (i) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合は取締役会決議）がなされたとき、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
 - (ii) 前項の株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合は取締役会決議）の前であっても、当社代表取締役が本新株予約権の全部をその決定する価額で取得する旨を決定したとき、当社は、当社代表取締役が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を取得することができる。
 - ⑩ その他の条件は、再編対象会社の条件に準じて決定する。
7. 平成26年4月1日に1株を100株に分割する株式分割を行っています。これにより、提出日の前月末現在における「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されています。

② 新株予約権付社債（第三者割当）

平成19年12月6日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日) (注5)
新株予約権付社債の残高(千円)	400,000	同左
新株予約権の数(個)	3,200	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	(注1)	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	・(注2) ・転換価額は25,000円とする。(注3)	・(注2) ・転換価額は250円とする。(注3)
新株予約権の行使期間	自 平成19年12月21日 至 平成27年12月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 25,000 資本組入額 (注4)	発行価格 250 資本組入額 同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本社債と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。また、本新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	(注2)	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

	事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成26年5月31日) (注5)
新株予約権付社債の残高(千円)	400,000	同左
新株予約権の数(個)	2,000	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	(注1)	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	・(注2) ・転換価額は40,000円とする。(注3)	・(注2) ・転換価額は400円とする。(注3)
新株予約権の行使期間	自 平成20年5月27日 至 平成28年5月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 40,000 資本組入額 (注4)	発行価格 400 資本組入額 同左
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本社債と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。また、本新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	(注2)	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- (注) 1. 新株予約権の行使請求により当社が発行する株式数は、行使請求に係る本社債の発行価額及び行使請求の効力発生日までの期間に係る本社債の経過利息相当額の総額を新株予約権の行使時の払込金額(転換価額)で除した数とする。
2. 新株予約権の行使に際しては、本社債及び経過利息債権を出資するものとする。本社債の価額は本社債の払込金額とし、経過利息債権の価額は経過利息相当額と同額とする。
3. 本新株予約権付社債の発行後、株式分割等により当社普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数}}{1 \text{株あたりの時価}} \times \text{1株当たりの発行処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

4. 会社計算規則第17条に定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に2分の1を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。
5. 平成26年4月1日に1株を100株に分割する株式分割を行っています。これにより、提出日の前月末現在における「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されています。
6. 平成19年12月6日開催の取締役会決議に基づき発行した第1回転換社債型新株予約権付社債(第三者割当)に付された新株予約権及び平成20年5月12日開催の取締役会決議に基づき発行した第2回転換社債型新株予約権付社債(第三者割当)に付された新株予約権は、いずれも平成26年6月6日に全て行使され消滅しました。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成21年4月1日～5月28日 (注1)	157	236,213	2,711	2,675,707	2,711	1,067,080
平成21年5月29日 (注2)	5,200	241,413	238,019	2,913,727	238,019	1,305,100
平成21年5月30日～6月30日 (注1)	257	241,670	3,524	2,917,251	3,326	1,308,426
平成21年7月1日 (注3)	966,680	1,208,350	—	2,917,251	—	1,308,426
平成21年7月2日～9月17日 (注1)	220	1,208,570	1,176	2,918,428	830	1,309,256
平成21年9月18日 (注4)	124,000	1,332,570	900,054	3,818,482	900,054	2,209,310
平成21年9月19日～平成22年3月31日 (注1)	4,670	1,337,240	12,619	3,831,102	12,619	2,221,929
平成22年4月1日～平成23年3月31日 (注1)	1,370	1,338,610	6,853	3,837,955	6,852	2,228,782
平成23年7月31日 (注5)	—	1,338,610	△1,837,955	2,000,000	△1,864,410	364,371
平成23年8月1日～平成24年3月31日 (注1)	4,215	1,342,825	30,595	2,030,595	30,591	394,963
平成24年4月1日～平成25年3月31日 (注1)	735	1,343,560	1,960	2,032,555	1,960	396,923
平成25年4月1日～平成26年3月31日 (注1)	5,470	1,349,030	15,635	2,048,190	15,634	412,557

- (注) 1. 新株引受権付社債の引受権または新株予約権(ストックオプション)の行使による増加です。
2. 新株予約権(第三者割当)の行使による増加です。
3. 株式分割(1株を5株に分割)によるものです。
4. 有償・第三者割当増資 124,000株
発行価格 1株につき 14,517 円
資本組入額 1株につき 7,258.5円
割当先 エル ティ サンダ ビー・ヴィー・ビー・エー(LTSanda B.V.B.A)
5. 会社法第447条第1項の規定に基づき資本金を減少し、また、会社法第448条第1項の規定に基づき資本準備金を減少するとともに、これらをその他資本剰余金に振替えたものです。
6. 平成26年4月1日に1株を100株に分割する株式分割を行い、発行済株式総数が133,553,970株増加しています。
7. 平成26年4月1日から平成26年5月31日までの間に、新株予約権(ストックオプション)の行使により、発行済株式総数が190,500株、資本金が8,409千円、資本準備金が8,192千円それぞれ増加しています。

(6) 【所有者別状況】

平成26年3月31日現在

区分	株式の状況							単元未満株式の状況	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	4	12	58	31	19	15,521	15,645	—
所有株式数(株)	—	231,554	46,836	11,153	361,301	900	697,286	1,349,030	—
所有株式数の割合(%)	—	17.16	3.47	0.83	26.78	0.07	51.69	100.0	—

(注) 自己株式150株は、「個人その他」に150株含まれています。

(7) 【大株主の状況】

平成26年3月31日現在

氏名または名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%) (注1)
エル ティ サンダ ビー・ヴィー・ピー・エー (注2) (注3)	VAN OVERBEKELAAN 182 34, 1083 GANSHOREN BELGIUM	174,745	12.95
ユーロクリアー バンク エスエイ エヌブイ (注4) (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	1 BOULEVARD DU ROI ALBERT II, B-1210 BRUSSELS, BELGIUM (東京都千代田区丸の内二丁目7番1号)	109,000	8.07
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番10号	86,231	6.39
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) (注5)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	78,850	5.84
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口) (注5)	東京都中央区晴海一丁目8番12号 晴海トリトンスクエアタワーZ	35,075	2.60
宇津木 卯太郎	東京都八王子市	32,879	2.43
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) (注5)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	31,398	2.32
ゴールドマンサックスインターナショナル (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB, UK (東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー)	23,001	1.70
城野 親徳	東京都渋谷区	20,250	1.50
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	16,641	1.23
計	—	608,070	45.07

- (注) 1. 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を切り捨てています。
2. 当社代表取締役社長三田聖二が議決権の過半数を保有しています。
3. 当該株主は株式を2口座に分けて保有しています。各口座の内訳は、160,750株(常任代理人 クレディ・スイス証券株式会社 東京都港区六本木一丁目6番1号)及び13,995株(常任代理人 岡三証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目17番6号)です。
4. 当該株主の持株数のうち、108,850株は、当社社外取締役であるテレーザ・エス・ヴォンダーシュミット氏が保有するヴォンダーシュミット・ジョイント・トラスト(旧名称:バーナード・ヴィ・アンド・テレーザ・エス・ヴォンダーシュミット・ジョイント・トラスト・ディー・ティー・ディー ジャニュアリー4、1996)が保有しています。

5. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）、資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）、及び日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）の所有株式は、全て信託業務に係る株式です。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成26年3月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 150	—	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式
完全議決権株式（その他）	普通株式 1,348,880	1,348,880	同上
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,349,030	—	—
総株主の議決権	—	1,348,880	—

② 【自己株式等】

平成26年3月31日現在

所有者の氏名 または名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
日本通信株式会社	東京都港区虎ノ門 四丁目1番28号	150	—	150	0.01
計	—	150	—	150	0.01

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しています。当該制度は、旧商法及び会社法に基づいて新株予約権を発行する方法によるものであり、当該制度の内容は以下のとおりです。

旧商法第280条ノ21の規定に基づき、当社並びに当社子会社の取締役、監査役及び従業員並びに当社コンサルタントに対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、平成16年6月29日開催の第8回定時株主総会において特別決議されたものです。

また、会社法第238条の規定に基づき、当社並びに当社子会社の取締役、監査役及び従業員に対して新株予約権を発行することを、平成19年5月17日開催の取締役会、平成22年5月13日の取締役会及び平成25年2月4日の取締役会において決議されたものです。

平成16年6月29日定時株主総会決議（第7回新株予約権）

決議年月日	平成16年6月29日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 8 当社監査役 2 当社従業員 86 当社子会社従業員 16 当社コンサルタント 3
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) [新株予約権等の状況]」に記載しています。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

平成19年5月17日取締役会決議（第10回新株予約権）

決議年月日	平成19年5月17日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 6 当社監査役 4 当社従業員 15 当社子会社従業員 2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) [新株予約権等の状況]」に記載しています。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

平成22年 5月13日取締役会決議（第13回新株予約権）

決議年月日	平成22年 5月13日										
付与対象者の区分及び人数（名）	<table> <tr> <td>当社取締役</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>当社監査役</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>当社従業員</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>当社子会社取締役</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>当社子会社従業員</td> <td>3</td> </tr> </table>	当社取締役	6	当社監査役	4	当社従業員	17	当社子会社取締役	2	当社子会社従業員	3
当社取締役	6										
当社監査役	4										
当社従業員	17										
当社子会社取締役	2										
当社子会社従業員	3										
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) [新株予約権等の状況]」に記載しています。										
株式の数（株）	同上										
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上										
新株予約権の行使期間	同上										
新株予約権の行使の条件	同上										
新株予約権の譲渡に関する事項	同上										
代用払込みに関する事項	—										
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—										

平成25年 2月 4日取締役会決議（第17回新株予約権）

決議年月日	平成25年 2月 4日								
付与対象者の区分及び人数（名）	<table> <tr> <td>当社取締役</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>当社監査役</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>当社従業員</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td>当社子会社従業員</td> <td>9</td> </tr> </table>	当社取締役	5	当社監査役	4	当社従業員	31	当社子会社従業員	9
当社取締役	5								
当社監査役	4								
当社従業員	31								
当社子会社従業員	9								
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) [新株予約権等の状況]」に記載しています。								
株式の数（株）	同上								
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上								
新株予約権の行使期間	同上								
新株予約権の行使の条件	同上								
新株予約権の譲渡に関する事項	同上								
代用払込みに関する事項	—								
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上								

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

- (1) 【株主総会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (2) 【取締役会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】
該当事項はありません。
- (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)		当期間 (自 平成26年 4月 1日 至 平成26年 6月27日)	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (—)	—	—	—	—
保有自己株式数	150	—	15,000	—

(注) 当社は平成26年 4月 1日付で 1株を100株に分割する株式分割を行っています。

3 【配当政策】

(1) 配当についての基本的な方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要な課題の一つとして位置づけています。

そして、新たな市場を開拓しようとする企業において、株主に対する利益還元は、成長に伴う時価総額（株価）の向上によってもたらされるべきであると考えています。

一般に、時価総額（株価）向上以外の利益還元策として、配当、自社株買い、株主優待等が実施されていますが、当社は、少なくとも現段階においては、これらの施策を実施する計画はありません。当社には、日本においても、またグローバル市場においても、極めて大きな成長可能性があり、事業から生み出されるキャッシュを再投資し、更なる事業機会を捉えていくことが株主からの期待に応えることであると認識しているためです。

(2) 毎事業年度における配当の回数についての基本的な方針および配当の決定機関

当社は定款において、「取締役会の決議によって、毎年 9月30日を基準日として中間配当をすることができる。」旨を定めており、中間配当金及び期末配当金として年 2回剰余金の配当をすることができる制度となっています。

剰余金の配当の決定機関は、期末配当金については株主総会、中間配当金については取締役会です。ただし、定款に配当の制度があることが、配当を行うことを意味するものではありませんので、ご注意ください。

当社は（1）配当についての基本的な方針に記載のとおり、現段階では配当を予定していません。

(3) 当事業年度の配当決定にあたっての考え方

当事業年度末においては、（1）配当についての基本的な方針に基づき、配当は行いません。

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期
決算年月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月
最高(円)	119,500 ※22,610	19,000	14,100	10,180	21,970 ※※318
最低(円)	39,050 ※6,970	3,805	5,900	4,700	4,900 ※※184

- (注) 1. 最高・最低株価は、平成22年10月11日までは大阪証券取引所ヘラクレス(グロース)、平成22年10月12日から平成25年7月15日までは大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)、平成25年7月16日以降は東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものです。
2. 当社は、平成21年7月1日付で、1株を5株に分割する株式分割(権利落日:平成21年6月25日)を行っています。※印は当該株式分割による権利落後の最高・最低株価を示しています。
3. 当社は、平成26年4月1日付で、1株を100株に分割する株式分割(権利落日:平成26年3月27日)を行っています。※※印は当該株式分割による権利落後の最高・最低株価を示しています。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成25年10月	平成25年11月	平成25年12月	平成26年1月	平成26年2月	平成26年3月
最高(円)	6,300	10,800	13,760	17,940	19,780	21,970 ※※318
最低(円)	5,120	5,300	8,330	8,910	11,150	15,530 ※※184

- (注) 1. 最高・最低株価は東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものです。
2. 当社は、平成26年4月1日付で、1株を100株に分割する株式分割(権利落日:平成26年3月27日)を行っています。※※印は当該株式分割による権利落後の最高・最低株価を示しています。

5 【役員の状態】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株) (注9)
取締役社長 (代表取締役)		三田 聖二	昭和24年6月10日生	昭和48年5月 カナダ国鉄入社 昭和53年6月 デトロイト大学 電気工学科 博士課程修了 昭和54年3月 コンレイル鉄道入社 昭和57年12月 ロングアイランド鉄道入社 副社長就任 昭和59年4月 ハーバード大学経営大学院 上級マネージメントプログラム (A. M. P) 修了 昭和59年11月 シティバンク エヌ・エイ入社 副社長就任 昭和62年7月 メリルリンチ証券入社、プロダクト オペレーション副社長就任 平成元年11月 モトローラ(株) 常務取締役 移動電話事業部事業部長(兼) モトローラ・インク 副社長就任 平成6年7月 アップルコンピュータ(現 Apple Japan) 代表取締役社長就任 (兼) アップルコンピュータ(現 アップル) 本社(米国) 副社長就任 平成7年10月 エル・ティ・エス(株)設立 代表取締役社長就任(現任) 平成8年5月 当社設立 代表取締役社長就任(現 任) 平成10年7月 日本アイルランド経済協会(現 在日 アイルランド商工会議所) 副会長就任 平成10年10月 ザイリンクス社(米国) 社外取締役 就任 平成12年2月 エル ティ サンダ ビー・ヴィ ー・ビー・エー設立 マネージング ディレクター就任(現任) 平成20年1月 アイルランド政府 次世代ネットワー クに関する国際諮問会議委員就任 在日アイルランド商工会議所(旧日 本アイルランド経済協会) 会頭就任	(注4)	1,587,800

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株) (注9)
取締役副社長 (代表取締役)	CFO	福田 尚久	昭和37年7月21日生	昭和57年11月 前橋ランゲージアカデミー入社 昭和60年7月 ㈱群馬データベースシステム設立 代表取締役社長就任 昭和61年3月 東京大学 文学部卒業 平成4年6月 ダートマス大学経営大学院 (MBA) 修了 平成4年7月 アンダーセンコンサルティング (現 アクセンチュア) 入社 平成5年9月 アップルコンピュータ (現 Apple Japan) 入社 平成9年11月 同社 事業推進本部長 平成11年12月 同社 マーケティング本部長 平成13年6月 アップルコンピュータ (現 アップ ル) 本社(米国) 副社長就任 平成14年4月 当社 上席執行役員就任 平成16年6月 当社 取締役就任 平成16年7月 当社 CFO就任 平成18年6月 当社 常務取締役就任 平成22年3月 当社 代表取締役専務就任 平成22年3月 当社 COO就任 平成22年11月 当社 CFO就任 (現任) 平成24年6月 当社 代表取締役副社長就任 (現 任)	(注5)	64,000
常務取締役 (代表取締役)		片山 美紀	昭和39年6月17日生	昭和62年3月 聖心女子大学 文学部哲学科卒業 昭和62年4月 上智大学 文学部仏文学科事務室入 職 平成4年3月 国立東京第二病院 (現国立病院機構 東京医療センター) 附属看護学校卒 業 平成4年4月 聖路加国際病院 人間ドック病棟 看護師 平成8年4月 エル・ティ・エス㈱入社 平成12年2月 当社転籍 社長室長 平成19年8月 当社 オフィスオブCEO 人事・ アドミニストレーション ディレク ター 平成20年1月 当社 オフィスオブCEO 人事・ アドミニストレーション アシスタ ントバイスプレジデント 平成21年3月 ミシガン大学ロススクールオブビジ ネス ヒューマンリソース上級幹部 教育プログラム 修了 平成21年3月 当社 執行役員就任 平成23年4月 当社 上席執行役員就任 平成24年6月 当社 代表取締役常務就任 (現任)	(注5)	113,500
取締役		テレーザ・エス・ ヴォンダーシュミ ット (Theresa S. Vonderschmitt)	昭和22年2月1日生	昭和43年9月 パンアメリカン航空入社 昭和63年2月 フォードハム大学 経済学部卒業 平成3年3月 サンタクララ大学 経営学修士取得 平成8年1月 バーナード・ヴィ・アンド・テレ ザ・エス・ヴォンダーシュミット・ ジョイント・トラスト・ディーティ ーディー ジャニュアリー4, 1996 (現 ヴォンダーシュミット・ジョ イント・トラスト) 設立 オーナー 兼マネジャー (現任) 平成11年1月 ビーアンドティー・ヴォンダーシュ ミットLLC設立 オーナー兼マネジ ャー (現任) 平成11年6月 当社 社外取締役就任 (現任)	(注4)	10,885,000 (注11)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株) (注9)
取締役		塚田 健雄	昭和7年10月3日生	昭和30年3月 名古屋大学 法学部卒業 昭和33年3月 名古屋大学 大学院修士課程修了 昭和33年4月 トヨタ自動車工業(株) (現 トヨタ自動車(株)) 入社 昭和51年7月 同社 部長 昭和57年9月 同社 取締役就任 昭和62年9月 同社 常務取締役就任 昭和63年10月 日本移动通信(株) (現 KDDI(株)) 専務取締役就任 平成3年6月 同社 取締役社長就任 平成11年6月 同社 取締役最高顧問就任 平成12年10月 当社 社外取締役就任 (現任) 平成12年12月 (株)トヨタエンタプライズ 最高顧問就任 平成13年6月 同社 取締役最高顧問就任 平成15年6月 同社 顧問就任	(注4)	—
取締役		井戸 一朗	昭和7年7月1日生	昭和32年3月 早稲田大学 理工学部卒業 昭和32年4月 山武ハネウエル(株) (現 アズビル(株)) 入社 昭和55年12月 同社 取締役就任 昭和59年12月 同社 常務取締役就任 昭和61年12月 同社 取締役副社長就任 昭和62年12月 同社 代表取締役社長就任 平成10年6月 同社 代表取締役会長就任 平成14年7月 同社 相談役就任 平成15年6月 当社 社外監査役就任 平成18年6月 当社 社外取締役就任 (現任)	(注5)	5,000
取締役		師田 卓	昭和11年8月16日生	昭和36年3月 東京大学 法学部卒業 昭和36年3月 帝人(株) 入社 平成2年6月 同社 取締役就任 平成6年6月 同社 常務取締役就任 平成8年6月 同社 専務取締役就任 平成10年6月 同社 代表取締役専務就任 平成13年6月 (株)神戸製鋼所 社外監査役就任 (非常勤) 平成18年6月 当社 社外監査役就任 平成25年6月 当社 社外取締役就任 (現任)	(注4)	6,500

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株) (注9)
監査役 (常勤)		塚本 四郎	昭和23年11月5日生	昭和48年3月 京都大学 法学部卒業 昭和48年4月 郵政省(現 総務省) 入省 昭和60年11月 同省 東北電気通信監理局放送部長 昭和62年7月 日本電信電話㈱ 電話事業サポート 本部担当部長 平成64年1月 同社 電話事業サポート本部営業推 進部担当部長 平成元年6月 郵政省(現 総務省) 大臣官房企 画課情報通信企画室長 平成2年7月 同省 大臣官房資材部計画課長 平成4年6月 同省 大臣官房財務部計画課長 平成4年6月 放送大学学園 放送部長 平成6年7月 郵政省(現 総務省) 郵政大学校 副校長 平成8年7月 同省 近畿郵政監察局総務監察官 平成9年7月 同省 東京郵政局次長 平成10年6月 同省 九州郵政監察局長 平成11年7月 同省 郵政大学校長 兼 中央郵政 研修所長 平成12年7月 郵便貯金振興会理事 平成14年7月 九州通信ネットワーク㈱ 常務取締 役 平成18年7月 東芝ソリューション㈱ 社長付(役 員待遇) 平成20年6月 日本オンライン整備㈱(現 ファー ストカム㈱) 代表取締役専務 平成23年6月 当社 社外監査役(常勤) 就任(現 任)	(注6)	—
監査役		山口 洋	昭和25年4月20日生	昭和48年4月 同志社大学 経済学部卒業 昭和49年11月 クーパースアンドライブランド・ジ ャパン(現 あらた監査法人) 入所 昭和54年2月 公認会計士登録 昭和56年9月 クーパースアンドライブランド・カ ナダ赴任 昭和59年8月 米国公認会計士登録、カナダ勅許会 計士登録 昭和60年9月 アーサーアンダーセン・カナダ入所 平成2年9月 英和監査法人(現 あずさ監査法 人) 代表社員就任 平成7年9月 任天堂フランス社長就任 平成13年1月 山口国際会計事務所設立 代表就任 (現任) 平成15年6月 当社 社外監査役就任(現任)	(注6)	20,000
監査役		中山 孝司	昭和11年7月1日生	昭和34年3月 明治大学 法学部卒業 昭和34年4月 大和証券㈱入社 昭和45年6月 京都セラミック㈱ (現 京セラ㈱) 入社 昭和60年6月 同社 取締役就任 昭和62年6月 第二電電㈱ 理事就任 昭和62年10月 九州セルラー電話㈱ 専務取締役就任 平成11年10月 ㈱ツーカーホン関西 代表取締役社長就任 平成14年7月 ㈱ツーカーセルラー東京 顧問就任 平成15年7月 (財)京都産業21 ビジネススーパーバイザー就任 平成18年3月 県立広島大学大学院 総合学術研究 科経営情報学専攻修了 平成18年6月 当社 社外監査役就任(現任)	(注7)	5,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株) (注9)
監査役		木村 常輔	昭和20年1月30日生	昭和44年3月 早稲田大学 理工学部卒業 昭和44年4月 丸紅飯田㈱(現 丸紅㈱)入社 昭和61年10月 同社 電子機器第3部 システム事業室室長補佐 昭和63年1月 丸紅ハイテック㈱(現 丸紅情報システムズ㈱) 出向 取締役就任 応用システム事業部長 平成4年4月 丸紅米国会社 ニューヨーク本店機械部次長 平成6年10月 丸紅㈱ マルチメディア事業部副部長 平成7年10月 同社 マルチメディア事業部部長 平成9年2月 丸紅ハイテック㈱(現 丸紅情報システムズ㈱) 出向 取締役副社長就任 平成9年6月 同社 代表取締役副社長(兼)社長代行就任 平成9年10月 丸紅ソリューション㈱(現 丸紅情報システムズ㈱) 代表取締役副社長就任 平成11年1月 同社 代表取締役社長就任 平成16年6月 同社 取締役会長就任 平成17年6月 同社 顧問就任 平成25年6月 当社 社外監査役就任(現任)	(注8)	—
計						12,686,800

- (注) 1. 上記取締役のうち、テレーザ・エス・ヴォンダーシュミット、塚田健雄、井戸一朗及び師田卓は、社外取締役です。
2. 取締役テレーザ・エス・ヴォンダーシュミットは、代表取締役社長 三田聖二の実姉です。
3. 上記監査役の全員が、社外監査役です。
4. 平成25年6月25日開催の第17回定時株主総会終結の時から2年間
5. 平成26年6月25日開催の第18回定時株主総会終結の時から2年間
6. 平成23年6月21日開催の第15回定時株主総会終結の時から4年間
7. 平成26年6月25日開催の第18回定時株主総会終結の時から4年間
8. 平成25年6月25日開催の第17回定時株主総会終結の時から4年間
9. 各役員の所有株式数は、平成26年3月31日現在のものです。
10. 当社は、平成26年2月4日開催の取締役会決議に基づき、平成26年4月1日に株式分割(1株を100株に分割)を行っています。表中の所有株式数(下記執行役員の所有株式数も含む)は、当該分割後の株式数を記載しています。
11. テレーザ・エス・ヴォンダーシュミット氏が保有するヴォンダーシュミット・ジョイント・トラストを通じて保有している株式数です。
12. 当社は執行役員制度を導入しており、本書提出日現在、上記役員のほか以下の4名が在任しています。なお、各執行役員の所有株式数は、平成26年3月31日現在のものです。

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
常務執行役員		田島 淳	昭和29年7月19日生	昭和54年3月 慶応義塾大学 大学院工学研究科 修士課程修了 昭和54年4月 日本電信電話公社(現 日本電信 電話株)入社 平成2年3月 慶応義塾大学 工学博士号取得 平成4年7月 エヌ・ティ・ティ移動通信網株(現 株NTTドコモ) 転籍 平成13年6月 株エヌ・ティ・ティ・ドコモ(現 株NTTドコモ) 国際ビジネス 部長 平成16年6月 同社 グローバルネットワーク開 発部長 平成18年4月 当社 執行役員就任 平成19年4月 当社 上席執行役員就任 平成20年6月 当社 取締役就任 平成24年6月 当社 常務執行役員就任(現任) 平成25年5月 コントゥアー・ネットワークス・ ジャパン株式会社 代表取締役社 長就任(現任)	105,000
上席執行役員		工藤 靖	昭和34年10月28日生	昭和55年3月 函館工業高等専門学校 電気工学 科卒業 昭和55年4月 日本電気株入社 平成2年4月 モトローラ株入社 平成6年4月 同社 移動電話事業部技術サー ビス部次長 平成8年6月 当社 取締役就任 技術サービス 本部長 平成11年6月 当社 執行役員就任 Japan Communications Inc.(現 Computer and Communication Technologies Inc.) 社長就任 平成17年5月 当社 上席執行役員就任(現任) 平成23年7月 Arxceo Corporation CEO就任 (現任)	183,000
上席執行役員		横山 裕昭	昭和33年7月21日	昭和56年3月 静岡大学 工学部情報工学科卒業 昭和56年4月 日本電気株入社 平成3年6月 マサチューセッツ工科大学(MIT) 大学院 経営学修士課程終了 平成5年3月 アップルコンピュータ(現 Apple Japan) 入社 平成8年6月 同社 コンシューマ市場本部長 平成9年6月 インテルーション株(現 GEイン テリジェント・プラットフォーム 株)入社 企画部長 平成10年1月 同社 代表取締役副社長就任 平成10年6月 同社 代表取締役社長就任 平成12年7月 株モバイルコンピューティングテ クノロジーズ設立 取締役就任 平成13年1月 同社 専務取締役就任 平成13年9月 同社 代表取締役社長就任 平成14年1月 同社 代表取締役会長就任 平成19年7月 同社 代表取締役社長就任 平成22年3月 当社 技術開発統括バイスプレジ デント就任 平成22年6月 当社 執行役員就任 平成23年4月 当社 上席執行役員就任(現任)	6,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
執行役員		澤 昭彦	昭和36年8月10日生	昭和59年3月 早稲田大学 政治経済学部経済学 科卒業 昭和59年4月 松下電器産業(株) (現 パナソニッ ク(株)) 入社 昭和61年11月 松下通信工業(株) (現 パナソニッ ク モバイルコミュニケーション ズ(株)) (配属) 通信システム事 業部海外部 平成6年6月 スタンフォード大学経営大学院 修了 平成7年6月 アップルコンピュータ (現 Apple Japan) 入社 営業本部営 業企画担当課長 平成10年3月 同社 マーケティング部長 平成13年5月 S A P ジャパン(株)入社 社長室長 平成14年7月 アドビシステムズ(株)入社 マーケ ティング本部長 平成17年4月 トレンドマイクロ(株)入社 コンシ ューマビジネス統括本部長バイス プレジデント 平成20年3月 当社 セールスバイスプレジデン ト就任 平成21年3月 当社 執行役員就任 平成25年2月 当社 執行役員就任 (現任)	—

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① コーポレート・ガバナンス体制

(i) コーポレート・ガバナンス体制について

(A) 基本的な考え方

当社は、企業価値の最大化を図るため、コーポレート・ガバナンスの充実を重要な経営課題の一つとして認識し、透明性の確保及び経営効率の向上を重視した事業運営に努めています。

当社は監査役会設置会社ですが、委員会設置会社やそのモデルとされた米国型のコーポレート・ガバナンス構造からも積極的に良い面を取り入れ、以下のとおり経営監督機能を強化した体制をとっています。

(B) コーポレート・ガバナンス体制の概要及び当該体制を採用する理由

(a) 社外取締役が過半数を占める取締役会

代表取締役社長は経営方針を決定し、業務執行を行います。重要な事項については取締役会の承認を得たうえで決定するほか、取締役会により、業務執行に対する経営監視が行われています。

当社は、取締役会が重要事項について適切な意思決定を行い、代表取締役に対する経営監督機能を有効に果たしていくためには、業務執行者からの独立性を確保された、株主の代表としての社外取締役が必要であると考えています。また、いかに独立した社外取締役であっても、取締役会の中で少数派である場合に実効性のある監督・監視機能の発揮を期待することは実質的には困難であることから、取締役会の過半数を社外取締役で構成することが必要であるとと考えています。

当社の社外取締役は、いずれも、業務執行者からの独立性を確保された、経営者としての豊富な経験を有する者等であり、当社の業務執行に対する厳格な監督機能を果たしています。また、当社の取締役会は、上記の要件を充足する社外取締役が過半数を占めており、業務執行に直接携わらない立場からの監督、客観性のある助言及び多様な経営指標等に基づいた監視が確保されやすい体制となっています。

(b) 業務執行の強化

当社では、業務執行を強化するため、重要な職務について執行役員を任命しています。執行役員は、経営責任は負担しないものの、日常業務について代表取締役を補佐し、業務執行を推進します。取締役会の過半数を社外取締役によって構成した場合、取締役会は、専ら監督機関として機能することになります。そのため、当社では、執行機関による会議体として、経営を執行する代表取締役とその他の社内取締役及び執行役員によって構成される常勤役員会を設置しています。常勤役員会は原則として毎月開催され、業務に直結した議論を行っており、経営執行にあたる者同士の議論及び業務執行についての相互の監督は、この常勤役員会においてなされています。

(c) 監査役機能の強化

社外取締役が過半数を占める取締役会に加えて、取締役の職務執行を監査する会社法上の機関として、監査役により、経営の適法性及び適切性が監視されています。監査役についても、常勤監査役を含む全員が業務執行者からの独立性を確保された社外監査役であるほか、いずれも企業経営または行政に関する豊富な経験を有し、業務執行に対する実効的な監視機能を果たすことのできる体制となっています。

また、監査役のうち1名以上は、財務・会計に関する専門的な知見を有する者としています。

(d) 社外取締役及び社外監査役の独立性

当社では、社外取締役及び社外監査役の選任にあたっては、会社法の要件を充足するほか、米国における独立性基準に準じ、原則として当社との間で大株主または主要な取引先等としての利害関係を持っていないことを要件としています。また、社外取締役及び社外監査役の役割が、一般株主の代表として企業価値の向上を追求するほか、業務執行に直接携わらない立場から、全体的かつ客観的に経営判断の妥当性を監督することである以上、様々な分野に関する豊富な知識、経験を持ち、世界情勢、社会・経済動向等に関する高い見識を有する方々に参加していただいています。

さらに、当社は、有効なコーポレート・ガバナンスは、社会人として既に相当のキャリアを築き上げた方に、自身の経験を社会に還元し、よりよい未来を作り上げることへの使命感や達成感を目的として、報酬は二の次で社外役員として参加していただくことによって確保することができるものと考えています。この理由は、すでに相当のキャリアを築き上げた方であれば、豊富な知識、経験や高い見識を有していることが期待でき、また、将来のキャリアパスへの影響を考慮して業務執行者の意向に左右される可能性が少ないためです。さらに、会社から生計維持のために必要な報酬を受けている場合に報酬決定権を有する業務執行者の意向に反することは困難を伴いますが、会社に経済的に依存しない立場であれば、業務執行者からのコントロールを受けることなく、真に株主の立場からの監督及び経営監視が可能となるからです。

(e) 監査機能の連携

監査役の行う業務監査に加えて、会計監査については独立した会計監査人がこれにあたるほか、内部監査については、代表取締役社長直轄の組織である内部監査室が定期的に業務監査を行っています。法令の遵守についても、顧問弁護士から適宜アドバイスを受け、コンプライアンスの徹底及び強化に努めています。

(C) リスク管理体制の整備の状況

当社は、「内部統制システムに関する基本方針」の一環として、以下のとおり、リスク管理体制の整備について定めています。

(a) 常勤役員会の決議により、当社グループのリスク管理を体系的に定めるリスク管理規程を制定し、取締役会に報告する。

(b) 横断的なリスク管理を行うため、リスク管理委員会を設置する。

(c) リスク管理規程の運用は、リスク管理委員会がこれにあたり、リスクカテゴリーごとの責任部門を定め、継続的に監視する。

(d) 内部監査室は、リスク管理委員会と連携し、各部門の日常的なリスク管理状況の監査を実施する。

(D) 社外取締役及び社外監査役と締結した責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び各社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としています。なお、責任限定が認められるのは、当該社外取締役または社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

(ii) 監査体制について

(A) 内部監査及び監査役監査の組織、人員及び手続

内部監査については、代表取締役社長直轄の組織である内部監査室（内部監査室長1名により構成）が定期的に業務監査を行っています。

監査役監査については、常勤監査役を含む4名全員が社外監査役であることにより実質的な独立性が確保されているほか、いずれも企業経営または行政に関する十分な経験を有し、業務執行に対する実質的な監視機能を果たすことのできる体制となっています。

また、監査役のうち1名以上は、財務・会計に関する専門的な知見を有する者としています。

(B) 内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携

常勤監査役は、内部監査室と定期的に情報交換を実施しています。また、内部監査の実施にあたっては、常勤監査役と日程を共有し、常勤監査役が必要と認めた場合には、内部監査にオブザーバーとして参加しています。内部監査報告書は内部監査室が作成後、代表取締役社長に提出されますが、内部監査室からは提出済みの内部監査報告書一式が常勤監査役に提供され、問題点の把握について情報が共有されています。

また、監査役による業務監査に加えて、会計監査については独立した会計監査人がこれにあたっています。

会計監査人は、適宜、監査役会に出席し、監査報告及び説明を行っています。また、取締役と会計監査人の面談に際しては、必要に応じて常勤監査役が出席し、情報共有及び意見交換を図っています。

なお、当社の会計監査業務を執行した公認会計士は東陽監査法人の指定社員である井上司氏及び神保正人氏です。両氏の継続監査年数は、いずれも7年以内です。また、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士4名、その他1名です。

(iii) 社外取締役及び社外監査役について

(A) 社外取締役及び社外監査役の員数並びに社外取締役及び社外監査役との人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係

<社外取締役>

当社の取締役は7名であり、うち4名が社外取締役です。

社外取締役と当社との人的関係については、社外取締役テレーザ・エス・ヴォンダーシュミットは、当社代表取締役社長三田聖二の実姉です。

社外取締役と当社との資本的關係については、社外取締役テレーザ・エス・ヴォンダーシュミット、井戸一朗及び師田卓は、当社の株主です。

社外取締役と当社との間に、取引関係その他の利害関係はありません。

なお、社外取締役テレーザ・エス・ヴォンダーシュミットは、「ヴォンダーシュミット・ジョイント・トラスト（旧名称：バーナード・ヴィ・アンド・テレーザ・エス・ヴォンダーシュミット・ジョイント・トラスト・ディー・ティー・ディー ジャニユアリー4、1996）」のオーナーです。同トラストと当社の間には資本的關係があり、同トラストは当社の株主です。同氏はビーアンドティー・ヴォンダーシュミットLLCのオーナー

一兼マネジャーでもありますが、同社と当社の間には人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はありません。

<社外監査役>

当社の監査役は4名であり、全員が社外監査役です。

社外監査役と当社との人的関係については、社外監査役木村常輔は当社代表取締役常務片山美紀の叔父です。

社外監査役と当社との資本的関係については、社外監査役山口洋及び中山孝司は、当社の株主です。

社外監査役と当社との間に、取引関係その他の利害関係はありません。

なお、社外監査役山口洋は山口国際会計事務所の代表ですが、同社と当社との間に人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はありません。

(B) 当該社外取締役及び社外監査役が企業統治において果たす機能及び役割並びに当該社外取締役又は社外監査役を選任するための提出会社からの独立性に関する基準又は方針の内容

当社は、取締役会が重要事項について適切な意思決定を行い、代表取締役に対する経営監督機能を有効に果たしていくためには、業務執行者からの独立性を確保された、株主の代表としての社外取締役及び社外監査役が必要であると考えています。

また、いかに独立した社外取締役又は社外監査役であっても、取締役会又は監査役会で少数派である場合に実効性のある監督・監視機能の発揮を期待することは実質的には困難であることから、取締役会又は監査役会の過半数を社外取締役又は社外監査役で構成することが必要であると考えています。

さらに、社外取締役及び社外監査役の役割は、一般株主の代表として企業価値の向上を追求するほか、業務執行に直接携わらない立場から、全体的かつ客観的に経営判断の妥当性を監督することである以上、様々な分野に関する豊富な知識、経験を持ち、世界情勢、社会・経済動向等に関する高い見識を有する方々に参加していただいています。

なお、当該社外取締役及び社外監査役を選任するための提出会社からの独立性に関する基準又は方針の内容は、「(i)コーポレートガバナンス体制について(B)コーポレート・ガバナンス体制の概要及び当該体制を採用する理由(d)社外取締役及び社外監査役の独立性」に記載しています。

(C) 社外取締役及び社外監査役の選任状況に関する考え方

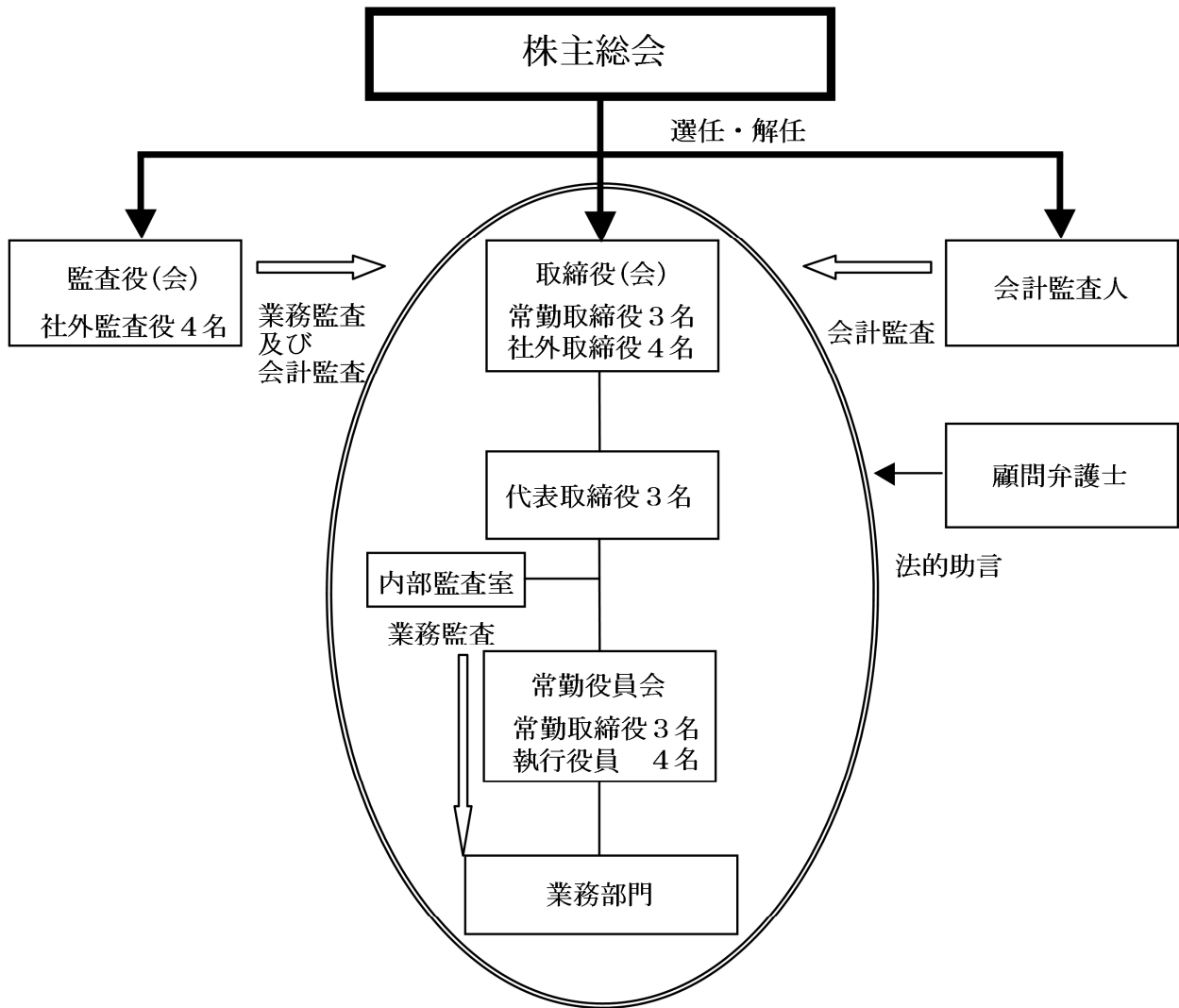
当社では、取締役7名のうち4名が社外取締役、監査役4名全員が社外監査役となっています。

当社の社外取締役及び社外監査役は、いずれも、業務執行者からの独立性を確保された、経営者としての豊富な経験を有する者等であり、当社の業務執行に対する厳格な監督機能及び監視機能を果たしています。また、当社の取締役会及び監査役会は、上記の要件を充足する社外取締役及び社外監査役が過半数を占めており、業務執行に直接携わらない立場からの監督、客観性のある助言及び多様な経営指標等に基づいた監視が確保されやすい体制となっています。

(D) 社外取締役及び社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携

常勤監査役は、内部監査室と定期的に情報交換を実施しています。また、内部監査の実施にあたっては、常勤監査役と日程を共有し、常勤監査役が必要と認めた場合には、内部監査にオブザーバーとして参加しています。内部監査報告書は内部監査室が作成後、代表取締役社長に提出されますが、内部監査室からは提出済みの内部監査報告書一式が常勤監査役に提供され、問題点の把握について情報が共有されています。

また、監査役による業務監査に加えて、会計監査については独立した会計監査人がこれにあたっています。会計監査人は、適宜、監査役会に出席し、監査報告及び説明を行っています。また、取締役と会計監査人の面談に際しては、必要に応じて常勤監査役が出席し、情報共有及び意見交換を図っています。



② 役員報酬

(i) 取締役又は監査役の報酬等の総額、報酬等の種類別の額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の額 (千円)					対象となる 役員の員数 (人)
		給与	賞与	退職 慰労金	社宅	ストック オプション	
社内取締役	298,952	272,780	—	—	18,246	7,926	3
社外取締役	13,975	13,950	—	—	—	25	4
監査役(注1)	20,833	20,808	—	—	—	25	(注2) 5

(注) 1. 全員が社外監査役です。

2. 監査役の報酬等の総額には、平成25年6月25日開催の第17回定時株主総会終結の時をもって辞任した監査役1名の在任中の報酬等の額が含まれています。そのため、監査役の員数は4名ですが、支給人員数と相違しています。

(ii) 各役員ごとの役員報酬等の総額及び報酬等の種類別の額

氏名	役員区分	役職名	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の額 (千円)				
				給与	賞与	退職 慰労金	社宅	ストック オプション
三田 聖二	取締役	代表取締役社長	181,959	164,446	—	—	12,402	5,110
福田 尚久	取締役	代表取締役副社長	73,659	65,000	—	—	5,844	2,815
片山 美紀	取締役	代表取締役常務	43,333	43,333	—	—	—	—

(注) 当事業年度において代表取締役の地位にあった役員及び報酬等の総額が1億円以上であった役員を記載しています。

(iii) 役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針の内容及び決定方法

役員報酬のうち、金銭報酬(給与)については、取締役報酬及び監査役報酬のそれぞれについて株主総会で承認された報酬総額の上限(取締役報酬は年額4億8,000万円以内、監査役報酬は年額7,200万円以内)の範囲内で、取締役報酬については取締役会決議により代表取締役社長に一任し、監査役報酬については監査役の協議により決定しています。

役員報酬のうち、取締役の非金銭報酬(社宅)については、株主総会で承認された報酬総額の上限(月額500万円以内)の範囲内で、取締役会で策定した社内規程に基づいて決定しています。

役員報酬のうち、非金銭報酬(ストックオプション)については、取締役報酬及び監査役報酬のそれぞれについて株主総会で承認された報酬総額の上限(取締役報酬は年額8,000万円以内、監査役報酬については年額100万円以内)の範囲内で、取締役会決議により決定しています(詳細については取締役会決議により代表取締役社長に一任します)。

③ 株式の保有状況

該当事項はありません。

④ 当社定款による定め

(i) 取締役の定数

当社の取締役は15名以内とする旨を定款に定めています。

(ii) 取締役選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めています。また、取締役の選任については累積投票によらないものとする旨を定款に定めています。

(iii) 株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとした場合

(A) 自己株式の取得

当社は、機動的な資本政策の遂行を可能にするため、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めています。

(B) 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を可能にするため、取締役会の決議によって会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（中間配当）を行うことができる旨を定款に定めています。

(iv) 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会を円滑に運営するため、会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨を定款に定めています。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
提出会社	23,800	—	23,800	—
連結子会社	—	—	—	—
計	23,800	—	23,800	—

② 【その他重要な報酬の内容】

（前連結会計年度及び当連結会計年度）
該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

（前連結会計年度及び当連結会計年度）
該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

会社の規模・特性・監査日数等を勘案したうえで決定しています。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。）に基づいて作成しています。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しています。
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しています。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表について、東陽監査法人により監査を受けています。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っています。具体的には、会計基準等の内容や変更等を適時適切に把握し、的確に対応出来るようにするため、各種団体の主催する講習会に参加する等積極的な情報収集活動に努めています。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,968,238	2,486,249
売掛金	681,893	1,029,362
有価証券	200,482	200,554
商品	284,329	421,509
貯蔵品	10,109	56
未収入金	320,123	514,533
繰延税金資産	166,762	377,399
その他	232,180	194,504
貸倒引当金	△14,728	△15,720
流動資産合計	3,849,391	5,208,450
固定資産		
有形固定資産		
建物	164,018	164,523
減価償却累計額	△16,204	△33,090
建物（純額）	147,813	131,433
車両運搬具	9,803	9,803
減価償却累計額	△9,612	△9,650
車両運搬具（純額）	191	153
工具、器具及び備品	566,683	613,622
減価償却累計額	△472,825	△520,176
工具、器具及び備品（純額）	93,858	93,445
移動端末機器	258	—
減価償却累計額	△186	—
移動端末機器（純額）	71	—
リース資産	352,637	368,582
減価償却累計額	△142,675	△219,994
リース資産（純額）	209,961	148,588
有形固定資産合計	451,897	373,619
無形固定資産		
商標権	3,410	2,971
特許権	2,490	8,386
電話加入権	1,345	1,345
ソフトウェア	543,593	632,683
ソフトウェア仮勘定	100,313	132,755
無形固定資産合計	651,152	778,142
投資その他の資産		
敷金及び保証金	136,647	139,247
その他	10,552	10,542
投資その他の資産合計	147,199	149,790
固定資産合計	1,250,249	1,301,552
資産合計	5,099,640	6,510,003

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	289,825	445,486
短期借入金	291,670	106,337
1年内返済予定の長期借入金	69,460	326,780
リース債務	41,407	46,189
未払金	241,174	165,554
未払法人税等	14,565	83,332
前受収益	148,768	99,411
通信サービス繰延利益額	1,737	478
訴訟損失引当金	55,100	76,100
その他	218,137	285,714
流動負債合計	1,371,846	1,635,385
固定負債		
社債	800,000	800,000
長期借入金	108,310	435,930
リース債務	168,914	132,388
その他	104,449	39,371
固定負債合計	1,181,673	1,407,689
負債合計	2,553,519	3,043,075
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,032,555	2,048,190
資本剰余金	396,923	412,557
利益剰余金	△162,254	719,556
自己株式	△2,191	△2,191
株主資本合計	2,265,032	3,178,112
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	221,655	208,229
その他の包括利益累計額合計	221,655	208,229
新株予約権	59,433	80,586
純資産合計	2,546,121	3,466,928
負債純資産合計	5,099,640	6,510,003

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
売上高	3,940,730	4,667,674
売上原価	※1, ※3 2,113,419	※1, ※3 2,147,381
売上総利益	1,827,311	2,520,293
通信サービス繰延利益繰入額	2,826	654
通信サービス繰延利益戻入額	48,579	1,912
差引売上総利益	1,873,063	2,521,551
販売費及び一般管理費	※2, ※3 1,514,760	※2, ※3 1,798,176
営業利益	358,302	723,374
営業外収益		
受取利息	659	385
受取配当金	6	—
有価証券利息	107	90
為替差益	36,529	26,420
その他	2,554	86
営業外収益合計	39,857	26,983
営業外費用		
支払利息	38,536	40,542
持分法による投資損失	1,595	—
その他	6,633	402
営業外費用合計	46,765	40,944
経常利益	351,394	709,413
特別利益		
債務免除益	—	8,410
新株予約権戻入益	253,622	—
関係会社株式売却益	—	50,438
特別利益合計	253,622	58,848
特別損失		
訴訟関連損失	※4 82,079	—
訴訟損失引当金繰入額	55,100	21,000
本社移転費用	22,202	—
特別損失合計	159,381	21,000
税金等調整前当期純利益	445,635	747,262
法人税、住民税及び事業税	10,875	75,451
法人税等調整額	149,103	△210,000
法人税等合計	159,979	△134,548
少数株主損益調整前当期純利益	285,656	881,810
当期純利益	285,656	881,810

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
少数株主損益調整前当期純利益	285,656	881,810
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	△19,436	△13,425
その他の包括利益合計	※1 △19,436	※1 △13,425
包括利益	266,219	868,384
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	266,219	868,384

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,030,595	394,963	△447,910	△2,191	1,975,455
当期変動額					
新株の発行	1,960	1,960			3,920
当期純利益			285,656		285,656
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	1,960	1,960	285,656	—	289,576
当期末残高	2,032,555	396,923	△162,254	△2,191	2,265,032

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	241,091	241,091	258,606	2,475,153
当期変動額				
新株の発行				3,920
当期純利益				285,656
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△19,436	△19,436	△199,172	△218,609
当期変動額合計	△19,436	△19,436	△199,172	70,967
当期末残高	221,655	221,655	59,433	2,546,121

当連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,032,555	396,923	△162,254	△2,191	2,265,032
当期変動額					
新株の発行	15,635	15,634			31,269
当期純利益			881,810		881,810
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	15,635	15,634	881,810	—	913,080
当期末残高	2,048,190	412,557	719,556	△2,191	3,178,112

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	221,655	221,655	59,433	2,546,121
当期変動額				
新株の発行				31,269
当期純利益				881,810
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△13,425	△13,425	21,152	7,726
当期変動額合計	△13,425	△13,425	21,152	920,807
当期末残高	208,229	208,229	80,586	3,466,928

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	445,635	747,262
減価償却費	335,252	343,395
受取利息及び受取配当金	△659	△385
有価証券利息	△107	△90
支払利息	38,536	40,542
本社移転費用	22,202	—
持分法による投資損益 (△は益)	1,595	—
新株予約権戻入益	△253,622	—
訴訟関連損失	82,079	—
関係会社株式売却損益 (△は益)	—	△50,438
為替差損益 (△は益)	△40,819	△33,531
売上債権の増減額 (△は増加)	△219,130	△341,232
たな卸資産の増減額 (△は増加)	161,324	△125,937
仕入債務の増減額 (△は減少)	△95,548	153,425
未収入金の増減額 (△は増加)	△32,451	△194,332
前受収益の増減額 (△は減少)	△107,618	△49,359
未払又は未収消費税等の増減額	△31,448	62,028
通信サービス繰延利益額の増減額 (△は減少)	△45,752	△1,258
その他	116,858	△50,237
小計	376,324	499,850
利息及び配当金の受取額	767	476
利息の支払額	△10,973	△13,387
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	△4,267	△13,540
本社移転費用の支出	△9,907	—
訴訟関連損失の支払額	△82,079	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	269,864	473,399
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△80,923	△79,846
無形固定資産の取得による支出	△212,525	△321,357
定期預金の払戻による収入	80,000	—
関係会社株式の売却による収入	—	50,438
敷金及び保証金の差入による支出	△112,501	△3,376
敷金及び保証金の回収による収入	21,217	304
貸付金の回収による収入	12,715	—
その他	313	△10
投資活動によるキャッシュ・フロー	△291,705	△353,849
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△68,330	△185,333
長期借入れによる収入	200,000	700,000
長期借入金の返済による支出	△22,230	△115,060
株式の発行による収入	3,920	29,320
新株予約権の発行による収入	781	9,453
リース債務の返済による支出	△66,284	△45,050
財務活動によるキャッシュ・フロー	47,857	393,331
現金及び現金同等物に係る換算差額	7,506	5,200
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	33,522	518,082
現金及び現金同等物の期首残高	2,135,198	2,168,721
現金及び現金同等物の期末残高	※1 2,168,721	※1 2,686,804

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 5社

連結子会社の名称

JCI US Inc.

Contour Networks Inc.

Computer and Communication Technologies Inc.

Arxceo Corporation

コントゥアー・ネットワークス・ジャパン株式会社

上記のうち、JCI US Inc. は、当連結会計年度において設立したため、連結の範囲に含んでいます。

2. 持分法の適用に関する事項

丸紅無線通信株式会社は、株式売却のため、持分法適用の範囲から除外しています。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しています。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

その他有価証券

時価のないもの

総平均法に基づく原価法

ロ たな卸資産

総平均法に基づく原価法 (貸借対照表価額については、収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産 (リース資産を除く)

建物 (附属設備を除く)

定額法

その他の有形固定資産

定率法

なお、主要な耐用年数は次のとおりです。

建物 10～15年

車両運搬具 2～6年

工具、器具及び備品 5～10年

ロ 無形固定資産 (リース資産を除く)

自社利用のソフトウェア

見込有効期間 (5年) に基づく定額法

その他の無形固定資産

定額法

なお、主要な耐用年数は次のとおりです。

商標権 10年

特許権 8年

ハ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しています。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定率法を採用しています。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して、回収不能見込額を計上しています。

ロ 訴訟損失引当金

訴訟に対する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しています。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

通信時間付モバイルツールである b モバイルと機器組込型通信ソリューションの通信電池については、商品売上額を通信端末部分と通信料部分に合理的に区分することが困難なため、通信端末と通信料とを区別することなく一括で出荷時に売上に計上し、この売上高から通信端末の売上原価を控除して計算される売上総利益金額を見積利用期間にわたって計上するために、通信サービス繰延利益額に繰り延べる方法によっています。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しています。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書上の現金同等物は、取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資からなっています。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっています。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書)

前連結会計年度において「特別損失」の「訴訟関連損失」に含めていた「訴訟損失引当金繰入額」は、明瞭性を高めるため、当連結会計年度から区分掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っています。

その結果、前連結会計年度の連結損益計算書において「特別損失」の「訴訟関連損失」に表示していた137,179千円は、「訴訟関連損失」82,079千円、「訴訟損失引当金繰入額」55,100千円として組み替えています。

(連結キャッシュ・フロー計算書)

前連結会計年度における「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「訴訟関連損失」は、上記連結損益計算書に合わせ、当連結会計年度から区分掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っています。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「訴訟関連損失」に表示していた137,179千円は、「訴訟関連損失」82,079千円、「その他」55,100千円として組み替え、「その他」が61,758千円から116,858千円に変更になりました。

(連結貸借対照表関係)

1 偶発債務

訴訟等

当社は平成22年10月に従業員1名を懲戒解雇しましたが、これに対し、当該元従業員が解雇無効を主張し、当社に対し労働契約上の権利を有することの確認(及び、これに伴う平成22年12月から支払済みに至るまでの給与の支払い)を請求しています。

平成24年11月30日の第一審判決では相手方の請求が認容され、平成25年6月20日の控訴審判決では、原判決中の控訴人敗訴部分のうち本訴請求に関する部分を取消し、東京地方裁判所に差し戻すとの判決が下されました。当社は、この判決を不服として平成25年7月に申立てを行いました。平成26年5月9日、上告棄却及び上告不受理の決定がありました。これにより、本件訴訟は、東京地方裁判所に差し戻され、普通解雇の有効性について審理されています。当社は引き続き、解雇の有効性を主張して争っています。

本件訴訟の結果によっては、当社に損害が発生する可能性はありますが、現時点で偶発債務の総額を合理的に算出することはできません。

(連結損益計算書関係)

※1 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれていません。

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
	24,195千円	98,411千円

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりです。

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
役員報酬	256,588千円	307,538千円
給与手当	470,490	542,883
貸倒引当金繰入額	834	1,436

※3 一般管理費及び売上原価に含まれる研究開発費の総額

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
	94,105千円	99,597千円

※4 訴訟関連損失の内容は次のとおりです。

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
弁護士報酬	82,079千円	－千円

(連結包括利益計算書関係)

※1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
為替換算調整勘定：		
当期発生額	△19,436千円	△13,425千円
その他の包括利益合計	△19,436	△13,425

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	1,342,825	735	—	1,343,560
合計	1,342,825	735	—	1,343,560
自己株式				
普通株式	150	—	—	150
合計	150	—	—	150

(注) 1. 普通株式の発行済株式の株式数の増加735株は、新株予約権の行使によるものです。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社(親会社)	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	59,433
合計		—	—	—	—	—	59,433

(注) 1. 上表の新株予約権は、すべて行使可能なものです。

3. 配当に関する事項

該当する事項はありません。

当連結会計年度(自平成25年4月1日至平成26年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	1,343,560	5,470	—	1,349,030
合計	1,343,560	5,470	—	1,349,030
自己株式				
普通株式	150	—	—	150
合計	150	—	—	150

(注) 1. 普通株式の発行済株式の株式数の増加5,470株は、新株予約権の行使によるものです。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社(親会社)	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	80,586
合計		—	—	—	—	—	80,586

(注) 1. 上表の新株予約権は、すべて行使可能なものです。

3. 配当に関する事項

該当する事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
現金及び預金勘定	1,968,238千円	2,486,249千円
有価証券勘定 (Money Market Fund)	200,482	200,554
現金及び現金同等物	2,168,721	2,686,804

2 重要な非資金取引の内容

ファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
新たに計上したファイナンス・リース取引	227,836千円	5,600千円

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

移動体通信事業における設備(工具、器具及び備品)です。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりです。

(2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

移動体通信事業における設備(工具、器具及び備品)です。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりです。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位:千円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
1年内	104,125	105,532
1年超	337,764	235,984
合計	441,890	341,516

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、銀行預金もしくは投資適格格付けの流動性の高いMMF等に限定して短期の運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスクならびにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、取引開始時に信用調査を行うほか、当社の債権管理規定に従い、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状態等の悪化による貸倒懸念の早期把握と軽減を図っています。

有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されています。当社グループでは、運用は流動性の高い商品に限定し、かつ定期的に運用状況を確認しています。

買掛金、未払金はそのほとんどが2カ月以内の支払期日です。

リース債務は固定金利で調達しており、金利変動リスクを回避しています。

社債は固定金利で調達しており、金利変動リスクを回避しています。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

前連結会計年度（平成25年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,968,238	1,968,238	—
(2) 売掛金	681,893	681,893	—
(3) 有価証券 その他有価証券	200,482	200,482	—
(4) 未収入金	320,123	320,123	—
資産計	3,170,738	3,170,738	—
(1) 買掛金	289,825	289,825	—
(2) 短期借入金	291,670	291,670	—
(3) 長期借入金	177,770	177,757	△12
(4) リース債務	210,322	213,956	3,634
(5) 未払金	241,174	241,174	—
(6) 社債	800,000		
未払社債利息	129,121		
	929,121	952,598	23,477
負債計	2,139,883	2,166,982	27,099

当連結会計年度（平成26年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	2,486,249	2,486,249	—
(2) 売掛金	1,029,362	1,029,362	—
(3) 有価証券 その他有価証券	200,554	200,554	—
(4) 未収入金	514,533	514,533	—
資産計	4,230,700	4,230,700	—
(1) 買掛金	445,486	445,486	—
(2) 短期借入金	106,337	106,337	—
(3) 長期借入金	762,710	762,763	53
(4) リース債務	178,578	181,060	2,482
(5) 未払金	165,554	165,554	—
(6) 社債	800,000		
未払社債利息	156,994		
	956,994	973,769	16,774
負債計	2,615,661	2,634,971	19,310

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(2) 売掛金

売掛金は大部分が短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(3) 有価証券

有価証券の時価は、取引金融機関から提示された基準価額によっています。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

(4) 未収入金

未収入金は短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(5) 未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(3) 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しています。

なお、一年以内返済予定の長期借入金を含んでいます。

(4) リース債務

リース債務の時価は、元利金の合計額を同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しています。

(6) 社債

社債の時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値によって算定しています。なお、未払社債利息は流動負債「その他」に含まれています。

2. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（平成25年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,968,238	—	—	—
売掛金	673,754	8,139	—	—
合計	2,641,993	8,139	—	—

当連結会計年度（平成26年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,486,249	—	—	—
売掛金	1,028,782	579	—	—
合計	3,515,032	579	—	—

3. 社債、長期借入金、リース債務及びその他有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度（平成25年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	291,670	—	—	—	—	—
社債	—	—	400,000	400,000	—	—
長期借入金	69,460	66,680	41,630	—	—	—
リース債務	41,407	42,172	42,963	42,926	38,476	2,375
合計	402,537	108,852	484,593	442,926	38,476	2,375

当連結会計年度（平成26年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	106,337	—	—	—	—	—
社債	—	400,000	400,000	—	—	—
長期借入金	326,780	308,030	81,200	39,100	7,600	—
リース債務	46,189	46,302	44,134	39,576	2,375	—
合計	479,306	754,332	525,334	78,676	9,975	—

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度 (平成25年 3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) その他	200,482	200,482	—
	小計	200,482	200,482	—
合計		200,482	200,482	—

当連結会計年度 (平成26年 3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) その他	200,554	200,554	—
	小計	200,554	200,554	—
合計		200,554	200,554	—

2. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度 (平成25年 3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度 (平成26年 3月31日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度 (平成25年 3月31日)

期末残高がないため、該当事項はありません。

当連結会計年度 (平成26年 3月31日)

期末残高がないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
一般管理費のストックオプション労務費用	53,668	13,647

2. スtock・オプションに係る当初の資産計上額及び科目名

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
現金及び預金	781	9,453

3. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
新株予約権戻入益	253,622	—

4. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第6回新株予約権	第7回新株予約権	第10回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名 当社監査役 3名 当社従業員 94名 当社子会社従業員 9名 当社コンサルタント1名	当社取締役 8名 当社監査役 2名 当社従業員 86名 当社子会社従業員 16名 当社コンサルタント3名	当社取締役 6名 当社監査役 4名 当社従業員 15名 当社子会社従業員 2名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注1) (注2)	普通株式 13,960株	普通株式 19,985株	普通株式 12,500株
付与日	平成16年3月15日	平成16年8月15日	平成19年8月3日
権利確定条件	(注3)	同左	同左
対象勤務期間	(注3)	同左	同左
権利行使期間	平成16年3月15日から 平成26年3月15日まで	平成16年8月15日から 平成26年8月15日まで	平成19年8月3日から 平成29年8月3日まで

	第13回新株予約権	第17回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 6名 当社監査役 4名 当社従業員 17名 当社子会社取締役 2名 当社子会社従業員 3名	当社取締役 5名 当社監査役 4名 当社従業員 31名 当社子会社従業員 9名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注1) (注2)	普通株式 16,285株	普通株式 110,105株
付与日	平成22年7月1日	平成25年3月7日
権利確定条件	(注3)	(注4)
対象勤務期間	(注3)	—
権利行使期間	平成22年7月1日から 平成27年7月1日まで	平成25年3月7日から 平成32年3月7日まで

- (注) 1. 株式数に換算して記載しています。なお、平成21年7月1日付の株式分割（1株を5株に分割）に伴う調整後の株式数を記載しています。
2. 当社は、平成26年2月4日開催の取締役会決議に基づき、平成26年4月1日に株式分割（1株を100株に分割）を行っています。表中は当該分割前の株式数を記載しています。
3. 各新株予約権発行決議に基づき当社と新株予約権付与対象者との間で締結した当社ストックオプション契約が規定する以下の行使条件に従うものとなっています。
- (i) 当社または子会社の役員・従業員として継続して勤務した期間が、一定の起算日から4年に至るまで1年経過する毎に、一定割合について行使可能となる。
- (ii) 当社または子会社の役員・従業員を退任・退職した場合、上記により行使可能となった権利について、役員については退任日から6ヶ月以内、従業員については退職日から30日以内に限り行使できる。
- (iii) 新株予約権付与対象者が、当社または子会社の就業規則により解雇された場合等、同契約に定める権利喪失事由に該当した場合には、権利行使可能となっているか否かを問わず、当該付与対象者が保有する全ての新株予約権が消滅する。
- (iv) その他、同契約が規定する行使条件
4. ① 権利行使の条件
- (i) 新株予約権者は、平成26年3月期乃至平成28年3月期の営業利益（当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）における営業利益をいい、以下同様とする。）が下記(a)乃至(c)に掲げる各条件を全て満たした場合にのみ、平成28年3月期に係る有価証券報告書の提出日が属する月の翌月の1日から行使することができる。なお、営業利益の判定において、適用される会計基準の変更等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標を取締役会にて定めるものとする。
- (a) 平成26年3月期の営業利益が6億円を超過すること
- (b) 平成27年3月期の営業利益が9億円を超過すること
- (c) 平成28年3月期の営業利益が12億円を超過すること
- (ii) (i)に拘らず、新株予約権者は、割当日から平成26年3月6日までに、当社普通株式の株式会社大阪証券取引所（現 株式会社東京証券取引所）における普通取引終値の1ヶ月間（当日を含む直近の21営業日をいい、割当日から数えて21営業日を下回った場合には割当日から当日までの営業日とする。）の平均が一度でも行使価額の50%を下回った場合には、本新株予約権を行使できないものとする。

② 権利喪失事由

- (i) 新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当した場合は、権利行使可能となっているか否かを問わず、直ちに本新株予約権を全て喪失する。
 - (a) 禁錮以上の刑に処せられた場合
 - (b) 当社もしくは子会社の就業規則により解雇された場合、または、解雇に相当する事由があり、当社との信頼関係が毀損されたと認められる場合
 - (c) 当社または子会社に提出した秘密保持誓約書に規定する競業事業に自ら従事し、または、同競業事業を目的とする会社等の役職員に就任した場合（当社から事前に書面による承諾を得た場合を除く）
 - (d) 新株予約権者に不正行為、法令もしくは社内規程等の違反、または、職務上の義務違反もしくは懈怠があり、当社が新株予約権者に対して新株予約権の喪失を通知した場合
 - (e) 当社または当社の関連会社に対して損害またはそのおそれをもたらした場合、その他新株予約権を付与した趣旨に照らし権利行使を認めることが相当でないと当社が認めた場合
- (ii) 当社は、新株予約権者が前項の事由に該当するおそれがあると認められる場合、新株予約権者が前項の事由に該当するか否かを確定するために当社が必要と認める間、新株予約権者が本新株予約権を喪失するかどうかの判断を留保し、新株予約権者による権利行使を停止することができる。

③ 定年退職

新株予約権者が定年により当社の取締役、監査役、執行役員または当社もしくは当社子会社の従業員の地位から退職した場合、退職日までに権利行使が可能となっていた新株予約権は、当社が定める所定の期間内に限り権利行使することができる。ただし、当社は、何らかの条件を付しまたは付さないで、その権利行使期間を新株予約権の行使期間の末日を限度として延長することができる。

④ 定年前退職

新株予約権者が当社の取締役、監査役、執行役員または当社もしくは当社子会社の従業員の地位を喪失した場合（ただし、②及び③に定める場合を除く。以下、「定年前退職」という）、退職日までに権利行使が可能となっていた新株予約権は、当社が定める所定の期間内に限り権利行使することができる。ただし、当社は、何らかの条件を付しまたは付さないで、その権利行使期間を新株予約権の行使期間の末日を限度として延長することができる。

⑤ 相続人による権利行使

- (i) 新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者が、当社所定の書面により、相続人による権利行使を希望しない旨を申し出た場合は、この限りでない。
- (ii) 新株予約権者の相続人による権利行使方法については、当社所定の手続きに従うものとする。

⑥ 新株予約権の放棄

新株予約権者が②に該当し新株予約権を喪失した場合、及び、③もしくは④に該当し権利行使可能となった新株予約権が各号所定の期間内に行使されない場合、新株予約権者またはその相続人は本新株予約権を放棄したものとみなす。

⑦ 新株予約権の行使に関するその他の制限

- (i) 新株予約権の行使によって当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (ii) 各新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
- (iii) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成26年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しています。

① ストック・オプションの数

	第6回 新株予約権	第7回 新株予約権	第10回 新株予約権	第13回 新株予約権	第17回 新株予約権
権利確定前 (株)					
前連結会計年度末	—	—	—	3,946	110,105
付与	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	50
権利確定	—	—	—	3,946	—
未確定残	—	—	—	—	110,055
権利確定後 (株)					
前連結会計年度末	1,785	9,505	9,030	11,809	—
権利確定	—	—	—	3,946	—
権利行使	1,565	3,245	300	360	—
失効	220	—	—	—	—
未行使残	—	6,260	8,730	15,395	—

(注) 1. 平成21年7月1日付の株式分割（1株を5株に分割）に伴う調整後の株式数を記載しています。

2. 当社は、平成26年2月4日開催の取締役会決議に基づき、平成26年4月1日に株式分割（1株を100株に分割）を行っています。表中は当該分割前の株式数を記載しています。

② 単価情報

	第6回 新株予約権	第7回 新株予約権	第10回 新株予約権	第13回 新株予約権
権利行使価格 (円)	5,334	5,334	4,642	6,310
行使時平均株価 (円)	10,132	11,422	10,657	17,590
公正な評価単価 (付与日) (円)	—	—	2,339	3,465

	第17回 新株予約権
権利行使価格 (円)	5,810
行使時平均株価 (円)	—
公正な評価単価 (付与日) (円)	93

(注) 1. 平成21年7月1日付の株式分割（1株を5株に分割）に伴う調整後の価格を記載しています。

2. 当社は、平成26年2月4日開催の取締役会決議に基づき、平成26年4月1日に株式分割（1株を100株に分割）を行っています。表中は当該分割前の価格を記載しています。

5. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しています。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
繰延税金資産		
繰越欠損金	1,729,656千円	1,587,936千円
前受収益	55,957	34,843
新株予約権	7,229	25,073
固定資産の未実現利益	23,210	17,471
その他	44,480	64,048
繰延税金資産小計	1,860,533	1,729,373
評価性引当額	△1,693,771	△1,351,973
繰延税金資産合計	166,762	377,399
繰延税金負債	—	—

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
法定実効税率 (調整)	38.01%	38.01%
住民税均等割	0.54	0.53
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.56	1.43
子会社清算に伴う繰越欠損金の引継ぎ	△7.03	—
評価性引当額の増減	3.90	△58.93
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	—	3.35
持分法投資損失	0.14	—
未実現利益	△0.66	△0.77
その他	0.44	△1.63
税効果会計適用後の法人税等の負担率	35.90	△18.01

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する連結会計年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については従来の38.01%から35.64%になります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は25,000千円減少し、法人税等調整額が同額増加しています。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。

当社グループは、移動体通信分野の各種サービスを開発・運用し、顧客に販売・提供する事業を行っています。

当社は、国内子会社1社とともに主として国内の顧客に対するサービス提供を行う事業会社としての機能と、グループの戦略決定やグループ全体のバックオフィス業務の一部を担う機能を有しています。一方、米国では、米国子会社2社が当社の決定した戦略に基づき、主として米国の顧客に対してサービスを提供する機能を有しています。その他、米国子会社2社は、米国事業の統括及びグループ全体にかかわる研究開発活動などの本社機能の一部を有しています。

当社の報告セグメントは各社の事業拠点を基礎とし、当社及び国内子会社1社を「日本事業」、米国子会社2社を「米国事業」とした上で、当社の一部費用及び米国子会社2社の費用を全社費用としています。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一です。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値です。

セグメント間の内部収益及び振替高は、市場実勢価格に基づいています。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

(単位：千円)

	日本事業	米国事業	計
売上高			
外部顧客への売上高	3,635,531	305,198	3,940,730
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—
計	3,635,531	305,198	3,940,730
セグメント利益又は損失(△)	1,129,557	△26,707	1,102,849
セグメント資産	4,559,842	185,942	4,745,784
その他の項目			
減価償却費	316,130	15,176	331,306
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	568,944	17,636	586,580

当連結会計年度（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

(単位：千円)

	日本事業	米国事業	計
売上高			
外部顧客への売上高	4,305,815	361,858	4,667,674
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—
計	4,305,815	361,858	4,667,674
セグメント利益又は損失(△)	1,724,166	△61,573	1,662,593
セグメント資産	5,812,456	184,109	5,996,566
その他の項目			
減価償却費	294,736	3,926	298,662
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	228,174	16,552	244,726

4. 報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

(単位：千円)

売上高	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	3,940,730	4,667,674
セグメント間取引消去	—	—
連結財務諸表の売上高	3,940,730	4,667,674

(単位：千円)

利益	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	1,102,849	1,662,593
全社費用（注）	△767,981	△967,367
調整額（セグメント間取引消去等）	23,433	28,148
連結財務諸表の営業利益	358,302	723,374

（注）全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費及び研究開発費です。

(単位：千円)

資産	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	4,745,784	5,996,566
全社資産（注）	353,856	513,437
連結財務諸表の資産合計	5,099,640	6,510,003

（注）全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない金融資産です。

(単位：千円)

その他の項目	報告セグメント計		調整額		連結財務諸表計上額	
	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度	当連結会計年度
減価償却費	331,306	298,662	3,945	44,732	335,252	343,395
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	586,580	244,726	49,797	123,854	636,377	368,581

【関連情報】

前連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しています。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	米国	合計
3,635,531	305,198	3,940,730

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しています。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しています。

3. 主要な顧客ごとの情報

売上高の認識において未提供の役務部分を商品群ごとに計算して前受収益を認識しておりますが、当社の経営管理は出荷基準による売上高を指標としていること、さらには、前受収益が販売先ごとに計算されていないため、記載を省略しています。

なお、主要な顧客の売上に関する情報は、「第2 事業の概況 2 生産、受注及び販売の状況」をご参照ください。

当連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しています。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	米国	合計
4,305,815	361,858	4,667,674

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しています。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しています。

3. 主要な顧客ごとの情報

売上高の認識において未提供の役務部分を商品群ごとに計算して前受収益を認識しておりますが、当社の経営管理は出荷基準による売上高を指標としていること、さらには、前受収益が販売先ごとに計算されていないため、記載を省略しています。

なお、主要な顧客の売上に関する情報は、「第2 事業の概況 2 生産、受注及び販売の状況」をご参照ください。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社（当該会社の子会社を含む）	バーナード・ヴィ・アンド・テレザ・エス・ヴォンダーシュミット・ジョイント・トラスト・ディーティーディー ジャニュアリー4. 1996 (Bernard V. and Theresa S. Vonderschmitt Joint Trust DTD 1996/1/4) (注1)	510 Mendel Lane Jasper Indiana 47546 USA	-	信託事業	(被所有) 直接 8.11	新株予約権付社債権者 役員の兼任	新株予約権付社債の割当	-	社債 (注2) (注3)	800,000
							利息の支払 (注2) (注3)	27,061	未払費用	129,121

- (注) 1. 当社の社外取締役であり、当社の代表取締役社長の実姉であるテレザ・エス・ヴォンダーシュミット氏が保有するジョイント・トラストです。
2. 社債発行条件は市場金利を勘案して決定しており、担保は提供していません。当初償還期限平成22年12月21日（平成22年9月27日付の変更契約により平成27年12月21日）、期日一括返済、当初転換価額125,000円（平成21年7月1日付の株式分割（1株を5株に分割）に伴う調整により25,000円）の新株予約権付社債です。
3. 社債発行条件は市場金利を勘案して決定しており、担保は提供していません。当初償還期限平成23年5月27日（平成22年9月27日付の変更契約により平成28年5月27日）、期日一括返済、当初転換価額200,000円（平成21年7月1日付の株式分割（1株を5株に分割）に伴う調整により40,000円）の新株予約権付社債です。

当連結会計年度（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社（当該会社の子会社を含む）	ヴォンダーシュミット・ジョイント・トラスト (Vonderschmitt Joint Trust) (注1) (注4)	510 Mendel Lane Jasper Indiana 47546 USA	-	信託事業	(被所有) 直接 8.08	新株予約権付社債権者 役員の兼任	新株予約権付社債の割当	-	社債 (注2) (注3)	800,000
							利息の支払 (注2) (注3)	27,873	未払費用	156,994
役員	三田 聖二	-	-	当社代表取締役	(被所有) 直接 1.17 (被所有) 間接12.95	ストック・オプションの行使	ストック・オプションの行使 (注5)	11,974	-	-

- (注) 1. 当社の社外取締役であり、当社の代表取締役社長の実姉であるテレザ・エス・ヴォンダーシュミット氏が保有するジョイント・トラストです。
2. 社債発行条件は市場金利を勘案して決定しており、担保は提供していません。当初、償還期限平成22年12月21日（平成22年9月27日付の変更契約により平成27年12月21日）、期日一括返済、当初転換価額125,000円（平成21年7月1日付の株式分割（1株を5株に分割）に伴う調整により25,000円、平成26年4月1日付の株式分割（1株を100株に分割）に伴う調整により250円）の新株予約権付社債です。
3. 社債発行条件は市場金利を勘案して決定しており、担保は提供していません。当初、償還期限平成23年5月27日（平成22年9月27日付の変更契約により平成28年5月27日）、期日一括返済、当初転換価額200,000円（平成21年7月1日付の株式分割（1株を5株に分割）に伴う調整により40,000円、平成26年4月1日付の株式分割（1株を100株に分割）に伴う調整により400円）の新株予約権付社債です。
4. バーナード・ヴィ・アンド・テレザ・エス・ヴォンダーシュミット・ジョイント・トラスト・ディーティーディー ジャニュアリー4. 1996は、ヴォンダーシュミット・ジョイント・トラストに社名変更しています。
5. スtock・オプションの行使については、平成15年6月27日開催の定時株主総会及び平成16年6月29日開催の定時株主総会決議により付与されたストック・オプションの当連結会計年度における権利行使を記載しています。なお、取引金額は当連結会計年度におけるストック・オプションの権利行使による付与株式数に、払込金額を乗じた金額を記載しています。

(イ) 連結財務諸表提出会社の関連会社等

前連結会計年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有） 割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
関連会社	丸紅無線通信株式会社	東京都港区	15,000	携帯電話網を利用した無線データ通信サービスのMVNO事業	(所有) 直接 40.0	データ通信サービスに関する提携 役員の兼任	商品の販売及び役務の提供	413,689	売掛金	145,393

当連結会計年度（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有） 割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
関連会社	丸紅無線通信株式会社	東京都港区	15,000	携帯電話網を利用した無線データ通信サービスのMVNO事業	—	データ通信サービスに関する提携 役員の兼任	商品の販売及び役務の提供	477,483	—	—

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- ・取引価格は市場価格を参考に決定しています。
- 2. 当社の関連会社として持分法の適用対象となっていました。平成26年3月31日、当社が保有する同社株式を全て譲渡したため、関連当事者ではなくなりました。なお、取引金額は平成26年2月までの取引を記載しています。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
1株当たり純資産額	18.51円	25.10円
1株当たり当期純利益金額	2.12円	6.55円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	2.11円	6.33円

(注) 1. 当社は平成26年4月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っています。これに伴い、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出しています。

2. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

項目	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
(1) 1株当たり当期純利益金額		
損益計算書上の当期純利益 (千円)	285,656	881,810
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益 (千円)	285,656	881,810
普通株式の期中平均株式数 (株)	134,313,488	134,521,049
(2) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額 (千円)	—	8,694
普通株式増加数 (株)	538,549	6,022,233
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	<p>ストックオプションで次の決議日のもの</p> <p>取締役会決議日 平成25年2月4日 普通株式 11,010,500株</p> <p>新株予約権付社債で次の決議日のもの</p> <p>取締役会決議日 平成19年12月6日 普通株式 1,600,000株 平成20年5月12日 普通株式 1,000,000株</p> <p>なお、以下は当連結会計年度において、付与者からの権利放棄等により消滅しています。</p> <p>ストックオプションで次の決議日のもの</p> <p>株主総会決議日 平成17年6月29日 普通株式 0株</p> <p>取締役会決議日 平成20年5月16日 普通株式 0株 平成21年5月14日及び25日 普通株式 0株 平成23年5月12日 普通株式 0株 平成23年6月21日 普通株式 0株</p>	<p>新株予約権付社債で次の決議日のもの</p> <p>取締役会決議日 平成20年5月12日 普通株式 1,000,000株</p>

(重要な後発事象)

(単元株制度の採用及び株式分割)

当社は、平成25年6月25日開催の第17回定時株主総会決議及び平成26年2月4日開催の取締役会決議に基づき、平成26年4月1日をもって、100株を1単元とする単元株制度を採用するとともに、1株を100株に分割する株式分割を行いました。これにより、平成26年4月1日をもって、発行可能株式総数は435,000,000株、発行済株式の総数は134,903,000株となっています。また、単元株制度の採用及び株式分割による、実質的な投資単位の変更はありません。

なお、1株当たり情報に及ぼす影響については「1株当たり情報」に記載しています。

(子会社の設立)

当社は、平成26年5月7日に次のとおり子会社を設立しました。

(1) 設立の目的

当社は日本におけるMVNO市場が成長期に入ったことを見定め、今後さらに等比級数的に成長することが見込まれるMVNO市場への対応力を強化するため、当社が展開する事業における受注・出荷・回線開通等のオペレーション業務等を担う新会社を設立しました。

(2) 子会社の概要

- | | |
|--------|------------------------|
| ①名称 | クルーシステム株式会社 |
| ②本店所在地 | 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号 |
| ③代表者 | 代表取締役社長 片山 美紀 |
| ④事業内容 | 電気通信事業にかかるオペレーション業務の受託 |
| ⑤資本金 | 150百万円 |
| ⑥出資比率 | 当社100% |

(新株予約権付社債(第三者割当)にかかる新株予約権の全部行使)

平成19年12月6日取締役会決議により発行した新株予約権付社債(以下、「第1回債」という)及び平成20年5月12日取締役会決議により発行した新株予約権付社債(以下、「第2回債」といい、第1回債と併せて以下、「本社債」と総称する)にかかる新株予約権は、平成26年6月6日に全て行使され、本社債は消滅しました。

この権利行使の概要は次のとおりです。

新株予約権付社債の名称	第1回債	第2回債
新株予約権付社債の発行日	平成19年12月21日	平成20年5月27日
新株予約権付社債の総額	4億円	4億円
新株予約権の行使個数	3,200個	2,000個
新株予約権の行使価額(注)	250円	400円
発行総額	484,176千円	478,013千円
交付株式数	1,936,706株	1,195,033株

この権利行使により社債が800,000千円、未払利息が162,190千円減少し、資本金及び資本準備金がそれぞれ481,095千円増加しています。

また、第2位の大株主(総株主の議決権の数に対する割合8.07%)であったヴォンダーシュミット・ジョイント・トラスト(当社社外取締役であるヴォンダーシュミット氏が保有するジョイント・トラスト)は、この権利行使により、主要株主(同10.03%)となりました。

(注)平成21年7月1日付株式分割(1株を5株に分割)および平成26年4月1日付株式分割(1株を100株に分割)による調整後の価額です。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
日本通信㈱	第1回無担保 転換社債型 新株予約権付 社債 (注1.2.3)	平成年月日 19.12.21	400,000	400,000	3.0	なし	平成年月日 27.12.21
日本通信㈱	第2回無担保 転換社債型 新株予約権付 社債 (注1.2.3)	平成年月日 20.5.27	400,000	400,000	3.0	なし	平成年月日 28.5.27
合計	—	—	800,000	800,000	—	—	—

(注) 1. 各社債の償還期限(第1回は当初平成22年12月21日、第2回は当初平成23年5月27日)を5年間延長し、これに伴い、各新株予約権の行使期間を5年間延長しています。

2. 新株予約権付社債に関する記載は次のとおりです。

銘柄	第1回	第2回
発行すべき株式	普通株式	普通株式
新株予約権の発行価額(円)	無償	無償
株式の発行価格(円)	250	400
発行価額の総額(千円)	400,000	400,000
新株予約権の行使により発行した株式の発行価額の総額(千円)	—	—
新株予約権の付与割合(%)	100	100
新株予約権の行使期間	自 平成19年12月21日 至 平成27年12月20日	自 平成20年5月27日 至 平成28年5月26日

(注) 1. 本新株予約権の行使に際しては当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、当該本社債の払込金額と同額とします。

(注) 2. 平成21年7月1日付の株式分割(1株を5株に分割)及び平成26年4月1日付の株式分割(1株を100株に分割)に伴い、株式の発行価格を調整しています。

3. 連結決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりです。

1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
—	400,000	400,000	—	—

【借入金等明細表】

区分	当期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	291,670	106,337	0.60	—
1年以内に返済予定の長期借入金	69,460	326,780	0.94	—
1年以内に返済予定のリース債務	41,407	46,189	—	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	108,310	435,930	0.94	平成30年
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	168,914	132,388	—	平成28年～30年
その他有利子負債				
割賦未払金（1年以内返済）	48,052	48,972	1.90	—
割賦未払金（1年超）	82,141	33,168	1.90	平成27年
合計	809,955	1,129,766	—	—

- (注) 1. 平均利率については、期末借入残高に対する加重平均利率を記載しています。
2. リース債務については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているものが含まれているため、平均利率を記載していません。
3. 長期借入金、リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）及びその他有利子負債（1年超）の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりです。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	308,030	81,200	39,100	7,600
リース債務	46,302	44,134	39,576	2,375
その他有利子負債	33,168	—	—	—

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

① 当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(千円)	1,046,925	2,061,492	3,120,588	4,667,674
税金等調整前四半期(当期) 純利益金額(千円)	85,011	180,651	356,074	747,262
四半期(当期)純利益金額 (千円)	78,616	162,556	416,179	881,810
1株当たり四半期(当期)純 利益金額(円)	0.58	1.20	3.09	6.55

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額 (円)	0.58	0.62	1.88	3.45

(注) 平成26年4月1日付で、1株を100株に分割する株式分割を行っていますが、当該株式分割が当連結会計年度の期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報を記載しています。

② 訴訟

(i) 当社は平成24年4月19日、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ(現 NTTドコモ)に対し、当社が同社との合意(以下、「本件合意」という)に基づく接続料金を支払う地位にあることの確認を求めるとともに、同社が本件合意に基づく接続約款を届け出ること、および、当社が同社に支払った接続料金と本件合意に基づく接続料金の差額に相当する金額を債務不履行(合意違反)に基づく損害賠償として請求する訴訟を提起しました。

そもそも、同社との相互接続は、同社との交渉が一向に進展しないため当社が平成19年に総務大臣裁定を申請し、裁定で当社の主張が認められたことを受けて同社と接続料金の算定式について合意し、平成20年8月に実現したものです。

同社の接続料金は、相互接続の初年度および次年度(平成20年度および平成21年度)は本件合意に基づいたものでしたが、3年目にあたる平成22年度(平成22年4月から平成23年3月まで)の接続料金は、本件合意とは異なる独自の算定式に基づいて算出されていることが判明しました。

当社は直ちに同社に抗議し、協議を重ねてきましたが、同社は、平成24年4月13日、この問題が解決していないにもかかわらず、平成23年度の接続料金についても本件合意とは異なる独自の算定式で算出し、約款として届出、公表しました。当社としては、この事態を容認することはできず、訴訟に踏み切ったものです。

なお、当社は、平成25年12月に地位確認等の請求を取下げ、損害賠償請求のみとしましたが、これは、民事訴訟において一般的な請求内容に絞ることで、本件についてより実質的な審理が行われることを企図したものであり、本件について全面的に争う方針に変わりはありません。

この合意違反で増加する接続料金はそれほど大きい金額ではありませんが、今回の合意違反を許してしまえば、以後はなし崩し的にドコモに接続料金を決められてしまうことは明白です。そのような事態となれば、MVNOビジネスの存続に関わりますので、当社としては、このような優越的地位の濫用を断固として阻止すべく、司法の場で争っています。本件訴訟は、引き続き、東京地方裁判所で審理されています。

(ii) 当社は平成22年10月に人員削減を伴う事業再構築を実施しましたが、これに対し、当社の元従業員3名が解雇無効を主張し、当社に対し労働契約上の権利を有することの確認(及び、これに伴う平成22年12月から支払済みに至るまでの給与の支払い)を請求しています。

平成24年2月29日の第一審判決に続き、平成25年3月21日の控訴審判決においても、相手方の請求が認容されましたが、当社は、平成25年4月3日に上告の提起及び上告受理の申立を行い、引き続き、整理解雇の有効性を主張して争っています。

(iii) 当社は平成22年10月に従業員1名を懲戒解雇しましたが、これに対し、当該元従業員が解雇無効を主張し、当社に対し労働契約上の権利を有することの確認（及び、これに伴う平成22年12月から支払済みに至るまでの給与の支払い）を請求しています。

平成24年11月30日の第一審判決では相手方の請求が認容され、平成25年6月20日の控訴審判決では、原判決中の控訴人敗訴部分のうち本訴請求に関する部分を取消し、東京地方裁判所に差し戻すとの判決が下されました。当社は、この判決を不服として平成25年7月に申立てを行いました。平成26年5月9日、上告棄却及び上告不受理の決定がありました。これにより、本件訴訟は、東京地方裁判所に差し戻され、普通解雇の有効性について審理されています。当社は引き続き、解雇の有効性を主張して争っています。

(iv) 当社は、平成23年の初頭、ZTE Corporation（以下、同社の子会社であるZTE ジャパン株式会社を含め、「ZTE」という）から、7インチディスプレイのタブレット端末(商品名「Light Tab」、以下、「本件製品」という)15,000台を購入し、同年3月に販売を開始しました。

しかし、販売直後から、本件製品には、引渡し時点では判明しなかった多くの致命的な欠陥ないし不具合が存在することが発覚しました。

当社は、ZTEに対し、再三にわたり、修理ないし修正を要求しましたが、ZTEはこれを拒絶し、何ら対応を行なわなかったため、平成24年4月、当社はやむなく本件製品の販売を中止しました。

当社はその後もZTEへの働きかけを継続しましたが、販売中止から1年近く経過してもZTEが何ら対応を行わなかったため、平成25年3月19日、ZTEの債務不履行（本件製品の修理義務違反）に基づく損害の賠償を請求する訴訟を提起しました。本件訴訟は、引き続き、東京地方裁判所で審理されています。

(v) 平成25年11月29日、加賀ハイテック株式会社（以下、「加賀ハイテック」という）から、当社が平成20年8月に同社に販売したb-mobile 3G（以下、「本件製品」という）について、通信機能を有していない不良品であるとして、債務不履行解除により、買受代金相当額の返還を請求する訴訟が提起されました。

そもそも、当社は、平成20年8月に本件製品2万台を同社に販売しましたが、同社は、2万台のうち平成20年12月31日現在の在庫である14,004台を当社が引き取るべきであるとして、平成21年6月、売買契約の解除およびこれに伴う買受代金相当額の返還を請求する訴訟を提起しました。この訴訟（以下、「前訴訟」という）は、平成24年8月の上告棄却により同社の敗訴が確定しています。

同社は、前訴訟の敗訴確定を受け、平成24年10月以降、本件製品の在庫を販売したところ、通信ができないことが判明したとして、本件訴訟が提起されたものです。

しかし、もともと、本件製品の通信機能には全く問題はありませぬ。ただ、前訴訟が3年以上の長期に及んだことから、当社は使用される見込みのない電話番号を返却する措置をとっており、当該在庫について、現在、そのままでは通信ができない状態となっています。

当社は、同社に本件製品を販売した時点で本件製品の通信機能に問題はなく、当社に債務不履行のないことを主張して争っています。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,914,647	2,349,356
売掛金	※1 614,009	967,916
有価証券	200,482	200,554
商品	273,702	409,761
貯蔵品	10,109	56
未収入金	※1 314,005	※1 522,531
前払費用	21,616	21,328
短期貸付金	※1 113,359	※1 137,756
繰延税金資産	160,000	370,000
その他	247,184	324,574
貸倒引当金	△14,728	△15,720
流動資産合計	3,854,388	5,288,115
固定資産		
有形固定資産		
建物	145,992	130,436
車両運搬具	191	153
工具、器具及び備品	72,899	71,461
移動端末機器	71	—
リース資産	209,961	142,530
有形固定資産合計	429,116	344,581
無形固定資産		
商標権	2,708	2,221
特許権	172	15
電話加入権	1,345	1,345
ソフトウェア	552,151	556,876
ソフトウェア仮勘定	84,792	93,666
無形固定資産合計	641,170	654,124
投資その他の資産		
関係会社株式	1,161,853	1,199,173
長期貸付金	※1 131,075	※1 201,607
敷金及び保証金	127,965	126,653
その他	10,552	10,542
投資損失引当金	—	△1,199,173
投資その他の資産合計	1,431,446	338,804
固定資産合計	2,501,733	1,337,509
資産合計	6,356,122	6,625,625

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	264,411	416,585
短期借入金	※1 311,670	106,337
1年内返済予定の長期借入金	69,460	326,780
リース債務	41,407	42,172
未払金	※1 240,016	※1 158,182
未払費用	169,225	176,846
未払法人税等	14,387	83,152
前受収益	147,217	97,765
通信サービス繰延利益額	1,737	478
預り金	24,293	24,419
訴訟損失引当金	55,100	76,100
その他	233	57,400
流動負債合計	1,339,160	1,566,222
固定負債		
社債	800,000	800,000
長期借入金	108,310	435,930
リース債務	168,914	126,741
長期末払金	82,141	33,168
固定負債合計	1,159,365	1,395,840
負債合計	2,498,526	2,962,062
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,032,555	2,048,190
資本剰余金		
資本準備金	396,923	412,557
資本剰余金合計	396,923	412,557
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,370,875	1,124,420
利益剰余金合計	1,370,875	1,124,420
自己株式	△2,191	△2,191
株主資本合計	3,798,162	3,582,976
新株予約権	59,433	80,586
純資産合計	3,857,596	3,663,562
負債純資産合計	6,356,122	6,625,625

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
売上高	※1 3,638,073	※1 4,303,316
売上原価	1,858,443	1,856,550
売上総利益	1,779,629	2,446,765
通信サービス繰延利益繰入額	2,826	654
通信サービス繰延利益戻入額	48,579	1,912
差引売上総利益	1,825,381	2,448,023
販売費及び一般管理費	※1, ※2 1,421,733	※1, ※2 1,617,357
営業利益	403,647	830,666
営業外収益		
受取利息	※1 966	※1 1,241
有価証券利息	107	90
為替差益	11,929	9,060
その他	※1 4,760	※1 1,669
営業外収益合計	17,764	12,062
営業外費用		
支払利息	※1 38,619	※1 40,193
その他	10,231	1,985
営業外費用合計	48,850	42,179
経常利益	372,561	800,550
特別利益		
新株予約権戻入益	253,622	—
関係会社株式売却益	—	38,438
特別利益合計	253,622	38,438
特別損失		
投資損失引当金繰入額	—	1,199,173
訴訟関連損失	※3 82,079	—
訴訟損失引当金繰入額	55,100	21,000
本社移転費用	22,202	—
特別損失合計	159,381	1,220,173
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	466,801	△381,185
法人税、住民税及び事業税	10,616	75,270
法人税等調整額	150,000	△210,000
法人税等合計	160,616	△134,729
当期純利益又は当期純損失(△)	306,185	△246,455

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)			当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)		
区分	注記 番号	金額 (千円)		構成比 (%)	金額 (千円)		構成比 (%)
I 期首棚卸高		449,288			329,156		
II 当期商品仕入高		137,872			357,668		
III 他勘定振替高	※1	1,350			544		
IV 期末棚卸高		329,156	256,653	13.8	565,031	121,248	6.5
V 通信回線料金等			26,604	1.4		15,390	0.8
VI データサービス原価			990,267	53.3		1,111,953	59.9
VII その他の経費	※2		584,918	31.5		607,958	32.8
売上原価			1,858,443	100.0		1,856,550	100.0

原価計算の方法

原価計算の方法は、個別原価計算によっています。

(注) ※1. 他勘定振替高の内訳は次のとおりです。

(単位：千円)

項目	前事業年度	当事業年度
消耗品勘定等への振替	1,350	544
計	1,350	544

※2. その他の経費の内訳は次のとおりです。

(単位：千円)

項目	前事業年度	当事業年度
減価償却費	311,409	269,999
移動端末機器償却費	220	71
業務委託料	—	100
外注委託費	33,316	—
その他	239,972	337,787
計	584,918	607,958

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	2,030,595	394,963	394,963	1,064,690	1,064,690	△2,191	3,488,056
当期変動額							
新株の発行	1,960	1,960	1,960				3,920
当期純利益				306,185	306,185		306,185
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	1,960	1,960	1,960	306,185	306,185	—	310,106
当期末残高	2,032,555	396,923	396,923	1,370,875	1,370,875	△2,191	3,798,162

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	258,606	3,746,662
当期変動額		
新株の発行		3,920
当期純利益		306,185
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△199,172	△199,172
当期変動額合計	△199,172	110,933
当期末残高	59,433	3,857,596

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	2,032,555	396,923	396,923	1,370,875	1,370,875	△2,191	3,798,162
当期変動額							
新株の発行	15,635	15,634	15,634				31,269
当期純損失（△）				△246,455	△246,455		△246,455
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	15,635	15,634	15,634	△246,455	△246,455	－	△215,185
当期末残高	2,048,190	412,557	412,557	1,124,420	1,124,420	△2,191	3,582,976

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	59,433	3,857,596
当期変動額		
新株の発行		31,269
当期純損失（△）		△246,455
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	21,152	21,152
当期変動額合計	21,152	△194,033
当期末残高	80,586	3,663,562

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

総平均法に基づく原価法

その他有価証券

時価のないもの

総平均法に基づく原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

建物（附属設備を除く）

定額法

その他の有形固定資産

定率法

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェア

見込有効期間（5年）に基づく定額法

その他の無形固定資産

定額法

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しています。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定率法を採用しています。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒れ実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

(2) 訴訟損失引当金

訴訟に対する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しています。

(3) 投資損失引当金

子会社への投資にかかる損失に備えるため、当該会社の財政状態および回収可能性を勘案して、必要と認められる額を計上しています。

4. 収益及び費用の計上基準

通信時間付モバイルツールであるbモバイルと機器組込型通信ソリューションの通信電池については、商品売上額を通信端末部分と通信料部分に合理的に区分することが困難なため、通信端末と通信料とを区別することなく一括で出荷時に売上に計上し、この売上高から通信端末の売上原価を控除して計算される売上総利益金額を見積利用期間にわたって計上するために、通信サービス繰延利益額に繰り延べる方法によっています。

5. その他財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっています。

(表示方法の変更)

1. 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、有形固定資産等明細表、引当金明細表については、財務諸表等規則第127条第1項に定める様式に基づいて作成しています。
また、財務諸表等規則第127条第2項に掲げる各号の注記については、各号の会社計算規則に掲げる事項の注記に変更しています。
2. 以下の事項について、記載を省略しています。
 - ・財務諸表等規則第80条に定めるたな卸資産の帳簿価額の切下額の区分掲記については、同条第3項により、記載を省略しています。
 - ・財務諸表等規則第26条に定める減価償却累計額を直接控除した場合の注記については、同条第2項により、記載を省略しています。
 - ・財務諸表等規則第86条に定める研究開発費の注記については、同条第2項により、記載を省略しています。
 - ・財務諸表等規則第107条に定める自己株式に関する注記については、同条第2項により、記載を省略しています。
 - ・財務諸表等規則第8条の6に定めるリース取引に関する注記については、同条第4項により、記載を省略しています。
 - ・財務諸表等規則第68条の4に定める1株当たり純資産額の注記については、同条第3項により、記載を省略しています。
 - ・財務諸表等規則第95条の5の2に定める1株当たり当期純損益金額に関する注記については、同条第3項により、記載を省略しています。
 - ・財務諸表等規則第95条の5の3に定める潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額に関する注記については、同条第4項により、記載を省略しています。
 - ・財務諸表等規則第121条第1項第1号に定める有価証券明細表については、同条第3項により、記載を省略しています。

(貸借対照表関係)

※1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
短期金銭債権	259,553千円	145,754千円
長期金銭債権	131,075	201,607
短期金銭債務	25,205	5,307

2 偶発債務

訴訟等

当社は平成22年10月に従業員1名を懲戒解雇しましたが、これに対し、当該元従業員が解雇無効を主張し、当社に対し労働契約上の権利を有することの確認（及び、これに伴う平成22年12月から支払済みに至るまでの給与の支払い）を請求しています。

平成24年11月30日の第一審判決では相手方の請求が認容され、平成25年6月20日の控訴審判決では、原判決中の控訴人敗訴部分のうち本訴請求に関する部分を取消し、東京地方裁判所に差し戻すとの判決が下されました。当社は、この判決を不服として平成25年7月に申立てを行いました。平成26年5月9日、上告棄却及び上告不受理の決定がありました。これにより、本件訴訟は、東京地方裁判所に差し戻され、普通解雇の有効性について審理されています。当社は引き続き、解雇の有効性を主張して争っています。

本件訴訟の結果によっては、当社に損害が発生する可能性はありますが、現時点で偶発債務の総額を合理的に算出することはできません。

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引高

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
営業取引による取引高		
売上高	413,689千円	477,483千円
営業費用	27,491	38,526
営業取引以外の取引による取引高	131,664	127,509

※2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度64%、当事業年度61%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度36%、当事業年度39%です。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりです。

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
販売代理店手数料	172,375千円	173,926千円
役員報酬	256,588	307,538
給与手当	393,126	428,657
減価償却費	23,935	39,542
貸倒引当金繰入額	141	1,436

※3 訴訟関連損失の内容は次のとおりです。

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
弁護士報酬	82,079千円	一千円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式1,199,173千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式1,149,853千円、関連会社株式12,000千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
繰延税金資産		
繰越欠損金	946,210千円	675,714千円
関係会社株式評価損	391,240	391,240
投資損失引当金	—	427,385
前受収益	55,957	34,843
新株予約権	7,229	25,073
貸倒引当金	5,598	5,602
その他	36,639	73,263
繰延税金資産小計	1,442,875	1,633,124
評価性引当額	△1,282,875	△1,263,124
繰延税金資産合計	160,000	370,000
繰延税金負債	—	—

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
法定実効税率	38.01%	—%
(調整)		
住民税均等割	0.47	—
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.48	—
子会社清算に伴う繰越欠損金の引継ぎ	△6.72	—
評価性引当額の増減	2.32	—
その他	△0.16	—
税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.41	—

(注) 当事業年度は税引前当期純損失であったため、内訳の開示は省略しています。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については従来の38.01%から35.64%になります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は25,000千円減少し、法人税等調整額が同額増加しています。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(重要な後発事象)

(単元株制度の採用及び株式分割)

当社は、平成25年6月25日開催の第17回定時株主総会決議及び平成26年2月4日開催の取締役会決議に基づき、平成26年4月1日をもって、100株を1単元とする単元株制度を採用するとともに、1株を100株に分割する株式分割を行いました。これにより、平成26年4月1日をもって、発行可能株式総数は435,000,000株、発行済株式の総数は134,903,000株となっています。また、単元株制度の採用及び株式分割による、実質的な投資単位の変更はありません。

(子会社の設立)

当社は、平成26年5月7日に次のとおり子会社を設立しました。

(1) 設立の目的

当社は日本におけるMVNO市場が成長期に入ったことを見定め、今後さらに等比級数的に成長することが見込まれるMVNO市場への対応力を強化するため、当社が展開する事業における受注・出荷・回線開通等のオペレーション業務等を担う新会社を設立しました。

(2) 子会社の概要

①名称	クルーシステム株式会社
②本店所在地	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号
③代表者	代表取締役社長 片山 美紀
④事業内容	電気通信事業にかかるオペレーション業務の受託
⑤資本金	150百万円
⑥出資比率	当社100%

(新株予約権付社債（第三者割当）にかかる新株予約権の全部行使)

平成19年12月6日取締役会決議により発行した新株予約権付社債（以下、「第1回債」という）及び平成20年5月12日取締役会決議により発行した新株予約権付社債（以下、「第2回債」といい、第1回債と併せて以下、「本社債」と総称する）にかかる新株予約権は、平成26年6月6日に全て行使され、本社債は消滅しました。

この権利行使の概要は次のとおりです。

新株予約権付社債の名称	第1回債	第2回債
新株予約権付社債の発行日	平成19年12月21日	平成20年5月27日
新株予約権付社債の総額	4億円	4億円
新株予約権の行使個数	3,200個	2,000個
新株予約権の行使価額（注）	250円	400円
発行総額	484,176千円	478,013千円
交付株式数	1,936,706株	1,195,033株

この権利行使により社債が800,000千円、未払利息が162,190千円減少し、資本金及び資本準備金がそれぞれ481,095千円増加しています。

また、第2位の大株主（総株主の議決権の数に対する割合8.07%）であったヴォンダーシュミット・ジョイント・トラスト（当社社外取締役であるヴォンダーシュミット氏が保有するジョイント・トラスト）は、この権利行使により、主要株主（同10.03%）となりました。

（注）平成21年7月1日付株式分割（1株を5株に分割）および平成26年4月1日付株式分割（1株を100株に分割）による調整後の価額です。

④【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	145,992	—	—	15,556	130,436	28,229
	車両運搬具	191	—	—	38	153	9,650
	工具、器具及び備品	72,899	23,224	21	24,641	71,461	359,987
	移動端末機器	71	—	—	71	—	—
	リース資産	209,961	5,600	—	73,031	142,530	215,707
	計	429,116	28,824	21	113,338	344,581	613,575
無形固定資産	商標権	2,708	—	—	487	2,221	—
	特許権	172	—	—	156	15	—
	電話加入権	1,345	—	—	—	1,345	—
	ソフトウェア	552,151	201,939	—	197,214	556,876	—
	ソフトウェア仮勘定	84,792	158,521	149,648	—	93,666	—
	計	641,170	360,460	149,648	197,858	654,124	—

(注) 1. ソフトウェア及びソフトウェア仮勘定の増加は、主としてデータ通信サービスにかかるソフトウェアの開発によるものです。

2. ソフトウェア仮勘定の減少は、ソフトウェアへの振替によるものです。

【引当金明細表】

(単位：千円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	14,728	15,720	14,728	15,720
投資損失引当金	—	1,199,173	—	1,199,173
訴訟損失引当金	55,100	21,000	—	76,100

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しています。

(3) 【その他】

① 訴訟

1 連結財務諸表等 (2) その他 ② 訴訟に記載しています。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	－ (注)
株主名簿管理人 特別口座の口座管理機関 同連絡先	三菱UFJ信託銀行株式会社 〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL http://www.j-com.co.jp
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 平成25年6月25日開催の第17回定時株主総会決議及び平成26年2月4日開催の取締役会決議に基づき、平成26年4月1日付で1単元の株式の数を100株とする単元株制度を採用しました。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しています。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度（第17期）（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）
平成25年6月27日関東財務局長に提出。
- (2) 内部統制報告書
事業年度（第17期）（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）
平成25年6月27日関東財務局長に提出。
- (3) 第1四半期報告書及び確認書
（第18期第1四半期）（自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日）
平成25年8月13日関東財務局長に提出。
- (4) 第2四半期報告書及び確認書
（第18期第2四半期）（自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日）
平成25年11月13日関東財務局長に提出。
- (5) 第3四半期報告書及び確認書
（第18期第3四半期）（自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日）
平成26年2月13日関東財務局長に提出。
- (6) 臨時報告書
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく報告書です。
平成26年6月20日関東財務局長に提出。
- (7) 臨時報告書
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく報告書です。
平成26年6月26日関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成26年6月27日

日本通信株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 井上 司 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 神保 正人 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本通信株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本通信株式会社及び連結子会社の平成26年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

(重要な後発事象)に記載されているとおり、第1回及び第2回新株予約権付社債にかかる新株予約権は平成26年6月6日に全て行使され、当該社債は消滅した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、日本通信株式会社の平成26年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、日本通信株式会社が平成26年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (※) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成26年6月27日

日本通信株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 井上 司 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 神保 正人 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本通信株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本通信株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

(重要な後発事象)に記載されているとおり、第1回及び第2回新株予約権付社債にかかる新株予約権は平成26年6月6日に全て行使され、当該社債は消滅した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (※) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年6月27日
【会社名】	日本通信株式会社
【英訳名】	Japan Communications Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 三田 聖二
【最高財務責任者の役職氏名】	代表取締役副社長CFO 福田 尚久
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長三田聖二及び代表取締役副社長CFO福田尚久は、当社の第18期（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年6月27日
【会社名】	日本通信株式会社
【英訳名】	Japan Communications Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 三田 聖二
【最高財務責任者の役職氏名】	代表取締役副社長CFO 福田 尚久
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長三田聖二及び代表取締役副社長CFO福田尚久は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成26年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社及び連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社1社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。なお、連結子会社4社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていない。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上高の概ね2/3に達している1事業拠点を「重要な事業拠点」とした。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金、棚卸資産、通信サービス繰延利益額、前受収益及びソフトウェアに至る業務プロセスを評価の対象とした。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加している。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

4 【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5 【特記事項】

特記すべき事項はありません。